自治労資料2024第20号 2024年 5 月27日~28日 東京・自治労会館 (全面ウェブ)

第166回中央委員会議案集

当面の闘争方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2024年度一般会計・特別会計 補正予算	55
自治労会館・大規模修繕工事の実施 ・・・・・・・・・・	67
加盟登録規程の改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
当面の機関会議等日程	77
ハラスメント一掃宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	2024年度一般会計・特別会計 補正予算 自治労会館・大規模修繕工事の実施 加盟登録規程の改正について 当面の機関会議等日程

全日本自治団体労働組合

第1号議案

当面の闘争方針

目 次

1.	若干の経過と情勢	2
2.	賃金・労働条件改善をめぐる人勧期を中心とした取り組み	5
3.	職場の権利と勤務条件を確立する取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4.	ジェンダー平等推進の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5.	地方自治・財政の確立と質の高い公共サービス改革の推進	22
6.	安心・信頼の社会保障制度と公共交通の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
7.	環境・平和・人権を確立する取り組み	30
8.	政策実現にむけた政治活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
9.	公共サービス労働者の総結集と組織強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
((1) 組織強化・拡大にむけた取り組み	34
((2) 各部門・横断組織の取り組み	41
10.	国際活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
11.	労働者自主福祉活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

1. 若干の経過と情勢

【2024春闘および経済をめぐる情勢】

1. 日本銀行は、3月19日、2024連合春闘の第1回集計(3月15日)が賃上げ率5.28%と2023春闘を上回る結果となったことも受けて、「賃金と物価の好循環を確認し、2%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至った」と判断し、マイナス金利政策の解除など、これまでの異次元の金融緩和策の見直しを決定しました。

一方で、アベノミクスによる金融緩和の結果、日銀の国債の大量保有、上場投資信託の大量買い入れなど世界的にも異例の状況にあり、急激な利上げなどを行えば長期金利の急騰や株価下落などの事態を引き起こしかねないため、日銀も「当面、緩和的な金融環境が継続する」としています。日銀の金融政策の正常化にむけた見直しは段階的とならざるを得ないため、諸外国との金利差が開いた状態が当面続くとの見立ての下、円安基調が続き、物価高として内需産業、国民生活に重く圧し掛かっています。

2. こうした中、2024連合春闘では、先行 大手組合の要求に対する満額回答などが 相次ぎ、33年ぶりに5%を超える賃上げ 水準を獲得しています。中小組合におい ても精力的な交渉によって4%を超える 水準となっているものの2023春闘と同様 に大手を下回っているため、大手と中小 の賃金格差、二極化が懸念されます。

「賃金と物価の好循環」の実現には、 物価上昇を上回る賃上げは当然ですが、 大企業のみならず、中小・零細企業や非 正規労働者も含め、すべての労働者の持 続的な賃上げが不可欠です。賃上げの流 れを止めず、広くすべての労働者に波及 させていくため、すべての労働組合が力 強く取り組みを継続していくことが必要 であるとともに、賃上げの環境を整えて いくためにも、労務費の反映も含めた取 引価格の適正化が求められます。

【政治をめぐる情勢】

3. 自民党は「政治とカネ」の問題を受け、 4月4日に党紀委員会を開き、政治資金 の不記載があった現職議員ら85人のうち、 安倍、二階派幹部など計39人に対する処 分を決定しましたが、離党勧告や党員資 格停止の比較的重い処分は5人にとどま りました。処分に先立って政治倫理審査 会が開かれましたが、野党の求めに応じ ず出席議員は一部のみで、質疑において も「わからない」「関与していない」と 以前と同様の説明を繰り返すばかりで、 組織的裏金の「使途」や「仕組みをいつ 誰が作ったのか」など、全容解明にはほ ど遠いものでした。

こうした組織的隠蔽ともとれる対応も 問題ですが、そもそも処分の根拠となる 事件の全容解明を置き去りのまま、政治 責任を明らかにすると強調して、曖昧な 基準(不記載額が500万円以上の議員・ 派閥幹部)の下、関係議員を処分し早期 の幕引きをはかろうとする姿勢は断じて 許されません。 4月26日には、衆議院「政治改革特別 委員会」が開催され、政治資金規正法改 正などをめぐり各党の意見表明が行われ ましたが、自民党は裏金の温床と指摘さ れる政策活動費の使途の全面公開に否定 的であるなど、消極姿勢に終始しました。 再発防止策をはじめ実効性のある制度改 正、政治改革としていくためには、引き 続き、全容解明を求めていく必要があり ます。

- 4. 本来、国会では、能登半島地震への対応や2024年度予算案をはじめとする重要法案など、議論すべき課題が山積しているにもかかわらず、2023年末以降「政治とカネ」の問題に多くの時間が費やされており、自民党の責任は極めて重いと言わざるを得ません。一方で、「国民の信頼回復のため、火の玉となって、自民党の先頭に立ち取り組んでいく」としていた岸田首相は「政治とカネ」の問題に関わり主導力を発揮できておらず、内閣支持率も低迷していますが、国民の信頼がない内閣が、国会での議論も十分尽くされない中で、次々と重要な政策転換をはかっていることも極めて問題です。
- 5. 「政治とカネ」の問題などへの岸田首相・自民党の姿勢や対応は、国民感覚から大きくかけ離れており、世論調査でも「政権交代をのぞむ」声が増大しています。

こうした中、4月28日に投開票が行われた衆議院の補欠選挙では、自民党が唯一候補者を擁立し立憲民主党と一騎打ちとなった「保守王国」といわれる島根1区、立憲民主党を敵視する発言を繰り返す日本維新の会が候補者を擁立した東京

15区、長崎3区の3選挙区すべてで立憲 民主党の候補者が議席を獲得する結果と なりました。

一方で、今回の補欠選挙は、すべての 選挙区で投票率が過去最低であり、「政 治とカネ」の問題をめぐる自民党への忌 避感が増大する中での消極的選択との側 面も否定できず、立憲民主党が必ずしも 国民の不満の受け皿、政権の選択肢とし て認められたとはいえないのが実情です。

長らく続く自民党・一強政治による緩み、驕りが「政治とカネ」の問題を生み出したといっても過言ではありません。 緊張感ある政治状況をつくり出していくためにも、強い野党が必要であり、野党第一党である立憲民主党を中心とした「中道・リベラル」勢力を拡大していくことが求められます。

6. 今回の補欠選挙の結果を受けて、解 散・総選挙は遠のいたとの見方が強まっ ていますが、岸田首相が、6月の定額減 税の実施や賃上げの実績、外交の成果を 強調し、会期末に強行する可能性も示唆 されています。

終盤国会にむけては政治資金規正法改 正議論をはじめ、重要課題が山積してい ます。立憲民主党には、「政治とカネ」 の問題の追及はもちろん、雇用、経済、 社会保障等の国民・生活者の視点に立っ た実効性ある政策を前面に押し出し、 セーフティネットとしての公共サービス の充実等の他党との政策の違いを積極的 に世論にアピールするなど、国民から負 託に値する政党と認識されるよう取り組 みを展開し、支持率向上・党勢回復に挙 党一致で取り組むとともに、総選挙を見 据えて早期に候補者擁立を進めることが 求められています。

【能登半島地震をめぐる状況】

- 7. 能登半島地震の発生から5ヵ月が経過 しましたが、石川県では、県外への避難 者も含め、5月8日時点でいまだ4,100 人以上が避難生活を余儀なくされていま す。懸命なインフラ復旧作業が進むもの の、奥能登2市(輪島市、珠洲市)で依 然として約3,110戸で断水が続き、仮設 住宅の建設も5月末時点で必要戸数の約 7割の完成にとどまるなど、作業は遅れ ています。住宅が損壊した住民の生活再 建とインフラの早期復旧と並行して、今 後は復興計画に基づき、農業・漁業・観 光産業など生業の再生、地域コミュニ ティの再生にむけ取り組んでいくことに なりますが、相当長期の対応が求められ ます。
- 8. インフラ復旧と住民の生活再建が急が れる中、被災自治体の職員は、自ら被災 しながらも、懸命に対応にあたっていま す。しかし、結果として、80時間の「過 労死ライン」を超える時間外労働となっ ている職員が多くいるのが実態です。住 民の声を汲んだ復興計画の策定など、復 興にむけては被災自治体の職員がその中 核を担わなければなりません。そのため にも、被災自治体の職員が働き続けよう と思える環境の整備が不可欠です。派遣 されている職員も含めた適切な勤務時間 管理や、時間外労働が長時間となってい る職員への医師による面談の実施、スト レスチェックの実施など、精神的なケア も含め使用者として必要な安全衛生対策

- を講じるよう求めるなど、継続的に労使 交渉・協議を行う必要があります。
- 9. 自治労は、1月からの富山県氷見市で のボランティア支援活動(1月18日~3 月19日)に続き、3月からは石川県七尾 市、能登町での支援活動(3月4日~5 月31日)を展開してきました。5月末を もって自治労としてのボランティア支援 活動自体は終了しますが、被災地支援、 住民の支援にあたる被災自治体職員を支 援するとの観点に立ち、引き続き、取り 組みを行っていく必要があります。復 旧・復興を支えるため、4月以降全国の 自治体から約360人の職員が能登半島地 震の被災自治体に中長期で派遣されるこ とになっていますが、息の長い支援体制 としていくことが重要であり、行政支援 が継続的・安定的に行われるよう要請を 行うとともに、石川県本部・被災自治体 とも連携しながら、復旧・復興にむけた 政策、予算など必要な対策が講じられる よう、総務省等の省庁対策、政党など国 会対策を行っていく必要があります。

【公務員の労働基本権をめぐる状況】

10. 日本の公務員の労働基本権問題については、2002年の連合・官公部門連絡会によるILOへの提訴以降も再三にわたり指摘を受け続けています。とくに、2018年6月の第107回ILO総会基準適用委員会では、日本の第87号条約に関する個別審査が行われ、議長集約として政府に対し、自律的労使関係制度の措置や消防職員の団結権などについて、「社会的パートナーとの協議を行い実施のための期限付き行動計画を策定すること」など

極めて重い指摘(要請)がなされました。

それから5年以上が経過していますが、政府は議長集約を無視し続ける姿勢に終始しています。他方、日本の状況が他国、とくにアジア諸国に及ぼす影響が懸念されてきましたが、韓国では2021年7月、消防職員に団結権および団体交渉権が付与されており、国際的にも日本の異常な状況が改めて浮き彫りとなっています。

11. 2024年2月のILO条約勧告適用専門家委員会報告では、政府の対応に進展の兆しがみられないことに強い遺憾の意が示され、必要かつ具体的な措置を求める旨の指摘がなされています。また、2019年6月の第198回通常国会では、批准条約の確実な履行に一層の努力を傾注しなければならないとしたILO創設100周年に関する決議が衆参両院の本会議で採

択されています。

そもそも、第87号条約(結社の自由・団結権保護)等はすべての批准国が尊重すべき条約(中核的労働基準)であるにもかかわらず、ILOから度重なる指摘を受けてもなお、その責務を放棄し具体的措置を講じようとしない政府の姿勢は極めて問題です。

12. この状況を打開すべく、自治労は連合・公務労協に結集し、6月の第112回 I L O総会基準適用委員会における再度 の個別審査の実現にむけ、国内外での対策を講じてきました。引き続き、連合・公務労協とも連携し、I L Oにおける議論・結論を背景に、政府に対し速やかな行動計画の策定など、その責務を果たすよう追及する必要があります。

2. 賃金・労働条件改善をめぐる人勧期を中心とした取り組み

【2024人勧期闘争における基本的考え方】

1. 2024連合春闘は、「物価上昇を上回る 持続的な賃上げをめざす」との基本方針 の下、多くの組合で2023年を上回る要求 が行われ、30年ぶりに賃上げ要求の平均 が5%を上回りました。

5月8日公表の第5回回答集計では、 平均賃金方式で回答を引き出した組合の 加重平均が15,616円・5.17%と、2023年 同時期と比べると4,693円増・1.50ポイント増となり、2023年に引き続き、比較 できる2013年調査から過去最大の大幅な 賃上げとなりました。

2. 公務員連絡会は春闘交渉の中で、2024 人勧は例年通りのスケジュールに沿って

取り組むことを確認しています。また 2024年の民間給与実態調査は4月24日~ 6月14日の期間で、調査を行うこととしています。

2024春闘では多くの組合が賃上げを勝ち取っていますが、企業規模により状況は異なり、月例給および一時金に関する民調結果への影響を注視する必要があります。

賃金をはじめとする公務員の労働条件については、交渉・合意によって決定されるべきものであるとの基本的考え方に立ち、給与改定にあたっては、精確な調査による公平・公正な官民比較を求めます。引き続く物価高騰の下、組合員の不

満感が増している中、2024年度賃金については、好調な民間春闘の妥結状況を踏まえつつ、全職員の生活改善にむけた給与勧告の実現をめざします。

【2024人事院勧告にむけた人事院への要求 事項】

- 3. 公務員連絡会方針を踏まえ、人事院に対し、各課題について以下の通り求めるとともに、十分な交渉・協議、合意を求めます。
 - (1) 公務員労働者の賃金について
 - ① 給与改定勧告にあたっては、全職員に対する月例給の引き上げ勧告を行うこと。
 - ② 一時金については、精確な調査 と官民比較を行い、支給月数を引 き上げるとともに、期末・勤勉の 適正な配分を行うこと。
 - (2) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について
 - ① 月例給・一時金・各種手当を取り扱う総合的な見直しであることを踏まえ、職員各層から理解を得られ、その意欲を引き出すものとすること。
 - ② 地方公務員等にも広く影響を与える課題であることから、適宜早い段階での情報提供を行うとともに、公務員連絡会と十分な協議を行うこと。
 - ③ 地方における職員の処遇改善と 人材の確保にむけて、地域手当の 改善とあわせて、初任給近辺の俸 給月額引き上げを確実に行うこと。
 - ④ 勤勉手当の「特に優秀」区分の

- 成績率の上限引き上げについては、 それを実施すべき合理的な理由を 明らかにすること。また、引き上 げにあたっては、2022年10月から 施行されている改定された評価制 度の検証を前提とすること。
- ⑤ 新幹線通勤等にかかる手当額見 直しについては、精確な官民比較 に基づき、確実に引き上げること。 また、現在の通勤手当の問題点を 踏まえ、普通交通機関も含めた総 合的な見直しを行うこと。
- ⑥ 採用時からの新幹線通勤・単身 赴任に対する手当支給については、 採用全般を対象とするとともに、 現在すでに新幹線通勤や単身赴任 をしている者を対象とすること。
- ⑦ 地域手当について、地域間格差を縮小するとともに、「大くくりの調整方法」により生ずる課題への具体的対策について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- ⑧ 扶養手当の見直しについて、経 過措置等を講ずるとともに、その 具体的な内容について、公務員連 絡会と十分交渉・協議すること。
- ⑨ 現在再任用職員に支給されていない手当について、定年前職員や定年延長職員との均衡などを踏まえつつ、各種手当の支給範囲を極力拡大すること。
- ⑩ のちの60歳前後の給与カーブに 関する課題の検討にむけて、60歳 以上の職員の給与に関しても精確 な官民比較を行うことを基本に、 中長期的な給与カーブ全体のあり

交渉・協議すること。

- ① 寒冷地手当や特地勤務手当など、 関連して見直しが実施される手当 について、地域事情等を十分に踏 まえて検討すること。
- (3) 労働諸条件の改善について
 - ① 労働時間の短縮とワークライフ バランスの実現にむけて次の事項 を実現すること。
 - ア「特例業務」の範囲や「他律 部署」の指定の厳格化と各府省 に対する指導強化
 - イ 職員の過重労働の主な要因と なっている要員不足の解消
 - ウ 11時間の勤務間インターバル の確保
 - エ 育児・介護など両立支援制度 の改善と取得しやすい職場環境 の整備
 - ② ハラスメント対策にかかる体制 を強化し、幹部・管理職員に対す る研修の充実、指導の強化をはか ること。
- (4) 非常勤職員等の制度および処遇の 改善
 - ① すべての非常勤職員等の給与を 引き上げること。
 - ② 改正「非常勤職員給与決定指針」 等に基づき、着実な処遇改善をは かること。
 - 「非常勤職員制度の運用等の在り 方の検討」については、非常勤職 員制度全体を射程に入れた抜本的 な改善をはかること。

方について、公務員連絡会と十分 ④ 非常勤職員の休暇制度等につい て、常勤職員との均等待遇をはか るとともに、無給休暇を有給化す ること。

【2024人勧期闘争にむけた諸行動等の取り 組み】

- 4. 2024人勧期闘争について、次の通り取 り組みを配置します。具体的な日程は発 文で指示します。
 - ① 人事院への要求提出
 - 6月19日
 - ② ブロック別申し入れ行動
 - 7月中旬(予定)
 - ③ 全国統一行動 要求の実現にむけて次の通り設定し、 時間外職場集会を開催します。
 - ·第1次全国統一行動 6月20日 (対人事院要求提出の翌日)
 - ·第2次全国統一行動 7月24日 (中央行動にあわせて)
 - ·第3次全国統一行動 8月上中旬 (人事院勧告日の翌日)
 - ④ 中央行動
 - · 7月24日 東京(予定)
- 5. 県本部・単組は、人勧期要求に関わる 職場学習会を実施するなどして情報共有 と取り組みを意思統一した上で、職場決 議または団体署名を実施し、6月30日ま でに本部に提出します。

③ 2023年の勧告時報告に基づく **【地方の実態と自主性を尊重した給与制度** を求める取り組みについて】

6. 総務省は4月24日、「社会の変革に対 応した地方公務員制度のあり方に関する 検討会 給与分科会」の中間論点整理を

公表しました。その内容は、「地方公務 員の給与のあり方に関する研究会報告書」 (2006年)で考え方が刷新された「国公 準拠」の解釈について、改めて当時の考 え方を振り返りつつ、主に地域手当の支 給地域について①都道府県単位化、②圏 域化、③市町村単位のそれぞれの課題を 併記し、中間的な整理をしたものとなっ ています。分科会は引き続き8月下旬の 最終報告にむけて議論を続けることとさ れています。

- 7. 本部は、総務大臣宛の組合員署名を背景に、下記の3点を求めて公務員部長交渉を行います。
 - ① 人事院が検討している「社会と公務 の変化に応じた給与制度の整備」の具 体化にあたっては、国の制度変更に準 じた扱いを自治体に求めないこと。
 - ② 現行、給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきとされているが、地方の実態と自主性を尊重した柔軟な対応を可能とすること。
 - ③ 国基準を上回る手当を支給したことによる特別交付税の減額措置については撤廃すること。
- 8. 本部は、地方三団体に対し、上記3点 について国に働きかけるよう求め要請行 動を行います。
- 9. 県本部・人事委員会設置自治体単組は、 給与制度の見直し、とりわけ地域手当に ついて、地域の実情に応じた制度とする よう、6月から人事委員会と協議を始め、 人事委員会勧告にむけて交渉を積み上げ ます。
- 10. 県本部は、6月に市長会・町村会、県 市町村課要請に取り組みます。

- 11. 単組は、国基準を上回る手当支給による特別交付税の減額措置の撤廃を求めて以下の通り取り組みます。
 - ① 6月議会にむけて地方自治法第99条 に基づく議会意見書採択に取り組みま す。
 - ② 例年8月下旬に募集が行われる地方 交付税法第17条の4に基づく意見の申し出に取り組みます。

【2024人事委員会勧告にむけた取り組み】

- 12. 県本部・単組は、2024人事委員会勧告 対策の強化のため、次の取り組みを行い ます。
 - (1) 人事委員会勧告が市町村の賃金確定に与える影響の大きさを踏まえ、 人事委員会対策にむけた体制を構築 します。

交渉にあたって県本部は、県職労・政令市職労、各都道府県の公務員連絡会構成組織などと連携し、交渉体制を強化します。また、地域ブロックの人事委員会の協議体への対応もはかります。

- (2) 人事委員会への要求提出は、人事 院への要求提出日を基準とし、下記 の通り要求するとともに、勧告まで 継続的な交渉・協議を行います。
 - ① 2024年の給与改定にあたっては 精確な調査と公平・公正な公民比 較に基づき、月例給の水準を引き 上げる勧告を行うこと。初任給を はじめすべての職員の賃金を引き 上げること。
 - ② 一時金については、精確な調査 と公民比較を行うことを求め、支

給月数を引き上げること。

- ③ 諸手当の改善については、地域の実情を踏まえつつ、組合との十分な交渉・協議に基づくこと。住居・通勤手当については、地方の実情に応じた制度設計とすること。とくに、燃料費の高騰を踏まえた自動車等による通勤手当を引き上げること。また、寒冷地手当の維持・改善をはかること。
- ④ 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあたっては、一律に国の制度変更に準じた扱いとすることなく、自治体の実態を踏まえて主体的に検討すること。とりわけ勤勉手当の「特に優秀」区分の成績率の上限引き上げは行わないこと。また、扶養手当、地域手当については、引き下げを行わないこと。
- ⑤ 各人事委員会の勧告にむけた調 査や作業にあたっては、組合との 交渉・協議、合意に基づき進める こと。
- ⑥ 会計年度任用職員制度について、 法制度の趣旨を踏まえた適切な制 度となっているか人事委員会とし て主体的な検証を行い、必要に応 じた勧告等を行うこと。
- ⑦ 労働基準監督機関として主体的に役割を果たし、時間外労働の上限規制の適切な運用をはかるとともに、11時間の勤務間インターバルを確保すること。また、勤務時間を厳格に把握し、それに基づく時間外手当の支給が行われている

- かを監督するとともに、適切な取り扱いを推進すること。さらに、 ワークライフバランスの実現にむけ、休暇・休業制度の取得推進や 拡充をはかること。
- ⑧ 多様で有為な人材を確保する観点から、採用(試験)のあり方について検討するとともに、前歴を持つ職員の初任給格付けについて、国の運用を踏まえて改善すること。
 - ⑨ 定年の段階的引き上げが開始されたことから、高齢職員の能力・経験の活用や、計画的な新規採用などさまざまな課題について必要な対応をはかること。また、再任用職員の職務・級の格付けなど現在の運用と処遇を抜本的に改善すること。
- ⑩ ハラスメントの防止にむけて、 労働施策総合推進法およびパワハ ラ防止指針、人事院規則を踏まえ た実効性のある措置を推進するこ と。
- (3) 人事院勧告後、勧告内容に応じて、 改めて人事委員会に要求提出を行い ます。
- 13. 本部は、公務労協地公部会に結集し、下記の交渉を実施します。
 - ① 総務省に対し、人事委員会の自主性・主体性を尊重し、不当な関与をしないことを求めます。
 - ② 全人連に対し、2024勧告の課題について要請します。
- 14. 人事委員会勧告対策の強化のため、自 治労人事委員会勧告対策会議を開催し、 要求と交渉に関わる具体的対応などにつ

いて、協議、意思統一を行います。

【災害応急作業等手当の支給にむけて】

- 15. 能登半島地震を受け、総務省は1月19 日に災害応急作業等手当について、現場 業務を広く支給対象とする旨の通知を発 出しました。支給の実現にむけて、6月 中に以下の通り取り組みます。
 - ① すでに災害応急作業等手当が条例・ 規則等で規定されている自治体は、対 象業務の拡大、手当額の引き上げにつ いて求めます。
 - ② 条例が未整備の自治体は、9月議会での制定をめざし、条例・規則の制定を求めます。
 - ③ 支給にあたっては、業務開始日からの遡及適用を求めます。

【勤務間インターバルおよびフレックスタ イム制への対応について】

- 16. 総務省は3月29日、人事院規則の改正を受けて、勤務間インターバルの確保およびフレックスタイム制の見直しに関する通知を発出しました。職員の健康とワークライフバランスの確保および職員の事情・希望に応じた柔軟な働き方の実現にむけ、以下の通り取り組みます。
 - ① 健康確保の観点から、当局に対し、 11時間の勤務間インターバルの確保を 求めます。
 - ア 11時間のインターバルが確保できない(21時半以降に及ぶ)長時間の時間外勤務が行われないよう、時間外勤務の縮減にむけて、適切な勤務時間の把握、上限規制制度の厳格な運用、時間外勤務の要因の整理・分

析・検証などを求めます。

- イ 11時間のインターバルを確保する ことを前提に、人員体制の確保を求 めます。
- ウ インターバルによる出勤時間が所 定労働時間の開始時間を超える場合 は、その時間を勤務したものとして 取り扱うことを原則に求めます。
- ② フレックスタイム制については業務の性質と職場の体制から導入の可否を判断し、組合員ニーズに沿い、かつ現場に負担のかからない形での制度導入を求めます。なお、導入にあたっては必ず本人の希望に基づいて勤務時間の割り振りを申告する制度とし、当局が一方的に繁忙期の勤務時間を長く割り振るなど、時間外勤務手当削減を目的として当局の都合で決められることがないように求めます。

【人事評価制度等への対応】

17. 定年の段階的引き上げにあわせて、総務省が人事評価結果の活用(勤勉手当、昇給、昇任・昇格、分限)について一層圧力を強めています。改めて、評価結果の活用は給与・処遇等に影響を及ぼすため交渉事項であるということを労使で確認します。

その上で、制度導入から実際の運用・ 検証まで労働組合としてしっかり関与し、 人材育成や長期的なモチベーションの向 上に資する制度とすることを基本に、上 位昇給区分の原資を活用した賃金水準の 確保などをめざすとともに、賃金水準の 確保・改善の観点からも、早急に公正・ 公平な運用の確立に取り組みます。

- 18. 国の人事評価制度については、評語の 細分化の見直しが行われましたが、これ は国公の運用実態に基づいたものです。 単組においては、引き続き、当該自治体 の人事評価の評語および区分ごとの職員 の分布など運用実態について明らかにし、 国とは制度や実態ともに異なることを指
- 摘しながら、機械的に国通りの見直しとならないよう、交渉・協議を行い、当局の姿勢・考え方の確認を行います。
- 19. 本部は、「人事評価制度の運用に関する調査」から抽出した好事例についての追加調査を行います。
- 3. 職場の権利と勤務条件を確立する取り組み

【公務員制度改革にむけた取り組み】

1. 公務員の労働基本権の回復および消防職員や刑事施設職員への団結権付与などについて、第107回 I L O総会(2018年)で、日本政府に対し11度目の勧告等が採択されました。しかし、政府は今なお現状維持の姿勢を変えていません。

政府に対し、公務員全体の労働基本権の回復にむけてILO勧告等を受け入れ、自律的労使関係制度の具体的措置について真摯に検討を行うよう、連合・公務労協に結集して、強く求めます。

とくに、2024年6月に開催予定の第 112回 I L O総会・基準適用委員会で、 日本の公務員の労働基本権の回復および 消防職員や刑事施設職員への団結権付与 が個別審査に取り上げられるよう、連 合・公務労協と連携して対策を強化しま す。

2. 立憲民主党が、公務員制度改革PTにおける検討・議論を経て、国民民主党および社会民主党とともに、第211回通常国会に共同提出(議員立法)した「公務員制度改革関連5法案(国家公務員法および地方公務員法等の改正法案)」について、早期の審議入りと法案の成立をめ

ざします。

【消防職員の処遇改善にむけた取り組み】

. 消防職員は救命・救助に従事するため、 大規模災害の発生時には総務省消防庁長 官の指示等に基づき、各地の消防本部か らの応援者で構成される「緊急消防援助 隊」として被災地に派遣されています。 緊急消防援助隊は命の危険もある中で、 被災地で同じ業務を行っているにもかか わらず、派遣元の消防本部によって特殊 勤務手当の額や支給条件に違いがあり、 さらに規定がないため全く支給されない 消防職員も存在しています。また、時間 外勤務手当の支給も派遣元消防本部毎に 取り扱いが異なり、格差が生じています。

全消協は、地方公務員法が規定する給 与の均衡の原則に反する消防本部間の格 差解消と同一労働同一賃金の実現をめざ し、処遇改善に取り組むとしています。 とくに大規模災害における「災害派遣手 当」の増額(最低目標:日額1,680円)、 時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善 を求めて、消防職員委員会に意見を提出 します。自治労は全消協と連携し、処遇 改善にむけて、以下の取り組みを進めま す。

- ① 本部は、6月に自治労県本部消防担当者会議を開催し、消防職場の課題の共有をはかります。また、県本部は、担当者会議で示された課題を単組と共有します。
- ② 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重することを求めるとともに、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。
- ③ 県本部は、単組とともに、これらの 単協の取り組みを支援します。

【人員確保にむけた取り組み】

- 4. 2024春闘で、職場からあがった意見、 要望のうち、最も重視している要求項目 は、「人員確保」でした。人員要求は、 職員の労働条件に関わる重要な要求であ ることを再確認し、2024春闘方針に基づ き、春闘期において各単組で実施した職 場点検や安全衛生委員会で報告された、 職場単位の欠員や減員の状況、年間の時 間外労働、年休・代休の取得状況を把 握・分析し、人員確保要求チェックリス トなどを活用して、2024人員確保闘争に 取り組みます。
- 5. 2023年度から定年年齢の引き上げが開始されましたが、引き上げ定年年齢前に退職するケース、若年層の早期退職などの実態から、自治体職場では人員確保が大きな課題となっています。また、多様化・複雑化するニーズや大規模災害などで依然として人員不足が深刻な状況です。

- 今後の少子化による採用難も視野に入れ、 人員不足の解消にむけて、継続した新規 採用を求めます。
- 6. 人員確保闘争は、重点的な闘争課題として通年的に取り組むこととし、6月7~13日を基本的交渉ゾーンに設定します。闘争スケジュールについては、各自治体の採用募集時期や取り組み状況等を考慮して、6月期以外になる場合は県本部が集中期間を設定して、統一闘争として取り組みます。

本部は、県本部・単組での取り組み状況の点検・検証を行います。

【時間外勤務の上限規制と36協定の締結】

- 7. 総労働時間の短縮および36協定の締結にむけて、以下の通り取り組みます。
 - ① 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」、本部作成の「適正な労働時間管理のための職場チェックリスト」を踏まえ、交渉・協議と合意により、すべての労働者の始業・終業時間や休日労働の正確な実態、週休日の振替実施状況を確認し、把握できる労働時間管理体制を構築します。また、内閣人事局「令和6年度における人事管理運営方針」を参考に、当局に具体的措置を求めます。

テレワークを行う場合には、時間外 労働は原則行わないこと、時間外労働 を行う場合であっても事前命令を徹底 することとします。また、労働時間の 管理については、パソコンの使用時間 等の客観的な記録を始業・終業時間の 把握に用いることなどにより、適正に 労働時間を管理させることを求めます。

- ② 時間外勤務手当の財源を確保し、不 払い残業の撲滅に取り組みます。
- ③ 条例・規則が定める上限時間を踏まえ、36協定または36協定に準ずる書面協定を締結します。とくに、労働基準法「別表第一」に該当する事業場において、協定の締結なく時間外労働が行われている場合は、法令違反にあたります。県本部は各単組の締結状況を確認し、長時間労働の是正に加え、法令遵守の観点からも、速やかに36協定の締結にむけ労使交渉などに取り組むよう、単組を指導します。取り組みの推進にあたっては、本部作成の「36協定のでき」(公務のための「0からはじめる36協定」)を活用します。
- ④ 条例・規則が定める時間外労働に関する上限時間は、長時間労働の是正が目的であることに鑑み、その運用状況を以下の点から点検し改善します。
 - ア 時間外労働の実態を明らかにさせ、 恒常的な時間外労働が命じられてい る職場においては、業務量や任務分 担の見直し、業務量に応じた適切な 人員配置等、縮減にむけた実効性あ る取り組みを求めます。規則等によ り設定された上限時間との差が生じ ている場合は、規則改正により上限 時間を引き下げるとともに、職場ご とに36協定等により締結した上限時 間の引き下げを求めます。
 - イ 「他律的業務の比重が高い職場」 として設定された業務・部署等を明 確にするとともに実態を点検し、そ の縮小・廃止に取り組みます。

- ウ 上限時間を超えて時間外労働を命じることができる「特例業務」については、その業務(大規模災害など)の特定と職員の範囲、上限時間および連続勤務時間に関し交渉・協議を行い、労働協約または書面協定として締結します。なお、「特例業務」として上限時間を超える時間外労働が行われた場合は、労使で当該勤務にかかる要因の整理、分析・検証を遅くとも半年以内に実施します。
- ⑤ 安全衛生委員会において、労働時間の短縮に関する年間行動計画の策定を求めます。また、安全衛生委員会は毎月開催し、毎月の時間外労働の実態を個人別・職場別に報告させるとともに、とくにいわゆる過労死基準といわれる月80時間を超える場合や、時間外労働が常態化している職場については、その要因を明らかにさせるとともに、具体的な対応策を示すよう求めます。
- ⑥ 長時間労働を行った職員に対する医師による面接指導など健康確保措置の強化を求めます。とくに1月80時間超の時間外労働を行った職員については、申出の有無にかかわらず医師による面接指導を実施することを確認します。
- ① 「他律的業務の比重の高い職場」の 指定状況および特例業務の実態を踏ま え、必要な人員の確保に取り組みます。
- ⑧ 県本部は、自治体の時間外労働の上限規制の整備状況、単組の36協定の締結状況を把握するとともに、単組への支援を行います。本部は、全国の取り組み状況を踏まえて、総務省などへの対策を行います。

- 8. 職員の健康とワークライフバランスの 確保のため、以下の取り組みを進めます。
 - ① 年次有給休暇の完全取得にむけ、一層の計画的使用促進に取り組みます。 とくに、労働基準法等を踏まえ、年休の5日未満取得者の解消をはかります。
 - ② 治療と仕事の両立支援、障害のある職員の視点から、休暇制度・勤務時間制度の導入と改善に取り組みます。不妊治療休暇については、治療に必要な日数を付与することなど、さらに制度の拡充を求めます。また、リフレッシュ休暇など、労働者の生涯設計に応じた各種休暇制度の新設・拡充にむけ取り組みます。
 - ③ 高年齢者の多様な働き方を確保する 観点から高齢者部分休業制度の条例化 を求めます。すでに条例化されている 自治体においても、制度の活用拡大に むけた周知などを求めます。

【労働安全衛生の確立と快適職場づくり】

- 9. 安全で快適な職場環境の実現をめざし、 7月の安全衛生月間を中心に、全単組で 安全衛生活動に取り組みます。
- 10. 単組の安全衛生月間の重点目標を、以下の通りとします。
 - ① 安全衛生委員会が未設置の事業所は、 安全衛生委員会を設置する。
 - ② 安全衛生委員会の年間計画が未作成 の事業所は、職場点検・巡視を盛り込 んだ計画を作成する。
 - ③ 職場点検・巡視を本部作成の「職場 点検活動のてびき」のチェックリスト 等をもとに実施する。
 - ④ 安全衛生委員会において、時間外労

- 働の実態を報告させる。とくに過労死 基準となる月80時間を超える場合や、 時間外労働が常態化している職場につ いては具体的な対応策を示させる。同 時に、「他律的業務の比重が高い職場」 として設定された業務・部署や「特例 業務」が行われた場合の要因の整理、 分析・検証を実施させる。
- ⑤ 長時間労働を行った職員に対する医師による面接指導など健康確保措置の強化を求める。とくに1月平均80時間超の時間外労働を行った職員については、申出の有無に関わらず医師による面接指導を実施させる。
- ⑥ 自治労「カスタマーハラスメントの ない良好な職場をめざして~予防・対 応マニュアル~」を活用して、カスタ マーハラスメント防止にむけた具体的 措置を当局に求める。
- ① 自治労「パワー・ハラスメントのない良好な職場をめざして~予防・解決マニュアル~」や「パワハラウェブサイト(自治労HP内)」を活用し、職場のあらゆるハラスメントについて雇用管理上構ずるべき措置に関する規定の策定を求める。
- ⑧ 「自治労メンタルヘルス対策指針」 や総務省「総合的なメンタルヘルス対 策に関する研究会報告書(2022年度、 2023年度)」等を活用し、メンタルヘ ルスの相談体制や職場復帰体制の改善 策を実施する。
- ⑨ 厚生労働省の導入マニュアル等も参考にしながら、全職場でストレスチェックの実施・評価を行う。結果を安全衛生委員会等で分析・協議・課題

- の洗い出しを行い高ストレス職場の課題を解決する。
- ⑩ 定年引き上げを踏まえた高年齢職員 の公務災害の防止と厚生労働省の「エ イジフレンドリーガイドライン」等を 参考にした高年齢職員の安全衛生対策 を推進する。
- ① 男女がともに安全衛生活動を推進するため、安全衛生委員会の女性委員を 拡充するとともに、非常勤職員の参画 を求める。
- ② 会計年度任用職員、臨時的任用職員 をはじめ同一事業所内の公共民間労働 者など、すべての労働者の安全衛生を 確保する。
- 11. さらに、個別目標を設定し取り組むことのできる事業所は、以下の項目について取り組みます。
 - ① 仕事や職場を原因とする心身の不調 をなくすため、業務量やチームワーク など仕事や職場の改善についての話し 合い、働きやすい職場づくりにむけた 取り組み
 - ② 作業従事者の参加による、転落事故 防止など危険な作業についての作業マ ニュアルの作成・遵守と定期的な見直 し
 - ③ 委託職場における発注元と受注先業者で構成する安全衛生協議体制の確立
 - ④ 石綿曝露防止対策と従事者および従事歴者の健康対策
 - ⑤ すべての職場における受動喫煙防止対策
- 12. 県本部・単組は安全衛生活動の推進組織をつくり、重点職場を設定するなど目標を立てて取り組みます。

- 13. 本部は、「職場点検活動のてびき」等、 単組、県本部で安全衛生活動に活用でき る資料を作成します。また、安全衛生月 間の成果と到達点、今後の課題を集約し、 各職場の改善事例を共有化します。
- 14. 県本部・単組は、「職場点検活動のてびき」や各種資料を活用し、職場巡視プログラムを組み込んだ参加型の学習・経験交流の場を設定します。日常から安全衛生委員会を定期的に開催し、職場全体で安全衛生活動の意義目的を共有化します。
- 15. 労災保険法が適用されない会計年度任 用職員、非常勤職員など条例による公務 災害補償(地公災法第69条)については、 基金および労災保険法による補償との均 衡を踏まえた制度を条例で定めることが 義務付けられています。そのため、単組 においてもこの条例が適切に整備・運用 されているか点検し、必要な対応を求め ます。

【能登半島地震被災地における安全衛生の 確保にむけた取り組み】

- 16. 能登半島地震発災から5ヵ月が経過し、 被災自治体の職員は、通常業務に震災対 応が加わったことによる長時間、連続勤 務などの過重労働、また、メンタルヘル ス、感染症および石綿曝露など、さまざ まな課題に直面しています。また、行政 支援のため全国各地から多くの自治体職 員が被災地に派遣されていることを踏ま え、以下の取り組みを行います。
 - ① 本部は、安全衛生対策について、総 務省や地方公務員災害補償基金などの 関係機関への働きかけを強化します。

② 単組は、避難所対応業務など昼夜を問わず業務にあたる必要があることから、勤務時間や業務内容の実態を把握し、交代で休暇を取得できるよう求めるとともに、次の勤務までの勤務間インターバルの確保にむけて取り組みます。

また、時間外労働が長時間になっている職員に対し、医師による面談を実施するよう当局に求めます。

- ③ 単組は、被災地での活動において、 石綿曝露の危険性があることから、当 局に対して曝露防止対策を徹底するよ う求めます。
- ④ 県本部・単組は、本部作成の「惨事ストレスとメンタルケア 災害支援参加のあなたへ 必読書」「災害対応職員 1000時間後のあなたへ 現実への帰還のために 必読書」を活用し、組合員のメンタルへルス対策を行います。とくに、発災後、継続して被災地対応にあたってきた職員にとっては心身の疲労が懸念されます。ストレスチェックの実施など、当局に対し、職員の健康状態の把握と対策に取り組むよう求めます。
- ⑤ 単組は、能登半島地震に関わって、 ア)自治体からの要請に基づく支援活動については職務命令(公務出張)による取り扱いとすること、イ)自主的な支援を希望する職員についてはボランティア休暇等の対応を求めて取り組みます。
- ⑥ 県本部は、被災自治体で災害対応に あたる職員および行政支援に伴い被災 地の災害対応業務にあたる職員の適切

な勤務労働条件、安全衛生の確保にむけ、単組における交渉実施を促進し、 交渉状況を把握するとともに、必要な助言・指導を行います。

【ハラスメント防止の取り組み】

- 17. 本部は、連合や他産別と連携し、カスタマーハラスメント防止の措置義務の法制化にむけて、省庁対策等を進めます。
- 18. セクハラやパワハラについては法律上 の措置義務があることから、単組は実効 性ある措置を当局に求めます。
- 19. 首長や議員から職員へのハラスメントを防止するため、議会での条例制定を求めます。

【労災認定基準改定への対応】

- 20. 2021年9月に脳・心臓疾患による過労 死の労災認定基準が、勤務時間以外の負 荷要因を含めて総合評価する方式に改正 されました。公務災害認定の基準におい ても同様の改正が行われたことを踏まえ、 改正基準の適切な運用を求めていきます。 また、精神疾患等による長期病休職員 の職場復帰にむけた「試し出勤」時にお
 - の職場復帰にむけた「試し出勤」時における公務災害の適用基準と運用の具体化を求めます。
- 21. 精神障害の認定基準については、労災 および国家公務員の改正を受けて、地方 公務員の精神疾患等認定基準も改正され ました。今回の見直しでは、精神疾患悪 化の公務起因性が認められる要件の見直 しや、精神疾患事案や自殺事案にかかる 医学的知見の収集の合理化などがはから れましたが、これらを踏まえ、適切に運 用されるよう求めます。

22. 2023年9月に、精神疾患を労災認定する際の心理的負荷の基準に、カスタマーハラスメントが追加され、これを受けて国家公務員の公務災害認定基準についても同様に改正されました。地方公務員の災害の認定基準の業務負荷の類型に「住民等との公務上での関係」(住民からのひどい嫌がらせ、いじめ)があることから、労災認定基準の改正に伴う見直しはされませんでしたが、労災基準および国公災基準の追加を踏まえ、基金が適切な運用を行っているか確認します。

【失職特例条例の制定を求める取り組み】

23. 単組・県本部は、地方公務員法第28条に基づく失職の特例を認める条例の制定を求めます。

各自治体の分限条例に「任命権者は地 方公務員法第16条第1号に該当するに 至った職員のうち、その刑の執行を猶予 せられた者については、情状によりその 職を失わないものとすることができる」 との条文の追加を求めます。また、特例 を「公務中の事故」等に限定している自 治体についても、上記の条文への修正を 求め、実効性の確保をはかります。

【権利闘争の推進】

24. 職場での権利問題に対応した「知るはカ 100問100答」を改訂します。デジタル版として再編集し、2024年秋頃にウェブ上で限定公開します。

【公正労働実現のための取り組み】

25. 公務職場においては、以下について取り組みます。

① 改正教職員給与特別措置法(給特法)によって、自治体の判断で「1年単位の変形労働時間制」を導入することが可能となりましたが、安易な条例化はさせないことを基本に取り組みを進めます。

条例化された場合には、1年単位の 変形労働時間制を導入する前提となる、 教員の時間外勤務の上限を定めた文部 科学省の指針が遵守されているかを厳 しくチェックします。

② 副業・兼業を行う労働者の労働時間 管理や健康管理を求めていきます。公 務職場でも、副業・兼業が認められて いるパートタイムの会計年度任用職員 について、割増賃金の支払義務が生じ る場合があることについて当局に確認 を求めていきます。

また、複数就業者に対する労災保険の給付算定において複数事業場の賃金が合算されること、複数事業場における業務上の負荷を総合的に評価することとされています。地方公務員災害補償法等が適用される地方公務員については労災保険給付との通算が認められないことから、労災保険との均衡を失しないよう省庁対策等に取り組み、必要な措置を求めます。

- 26. 厚生労働省の「同一労働同一賃金ガイドライン」を活用し、不合理な労働条件の解消・是正を求めます。同時に、労働契約法第18条を活用した有期契約5年超の労働者の無期契約への転換に取り組みます。
- 27. 高度プロフェッショナル制度、解雇の金銭解決制度や企画業務型裁量労働制の

対象拡大など、労働規制を緩和する動き については引き続き反対し、連合に結集 し取り組みます。また、賃金のデジタル 払いについては、導入させない立場で取 り組みます。

- 28. 法制審議会で担保法制の見直しに関する議論を行っていますが、担保の範囲の拡大によって、労働債権の引き当て財産が減少する懸念があります。 ILO第 173号条約(労働債権の保護)の趣旨を踏まえて、労働債権の優先順位の引き上げを求めます。
- 29. 2023年4月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が成立し、個人請負やフリーランスなどの「曖昧な雇用」で働く就業者の法的保護が強化されました。しかし、この法律には「労働者性の判断基準」の見直しが盛り込まれていないことから、判断基準の見直し・拡充を求めます。

【地方公務員共済制度をめぐる取り組み】

- 30. 社会保障審議会における、年金、医療・介護サービスに関する議論を注視するとともに、職域の相互連帯により、保険者機能を強化することを通じ、共済制度を充実させる観点で、連合と連携して取り組みます。
- 31. 短時間労働者の公務員共済の短期共済 等への適用、データヘルス計画など、地 方公務員共済をめぐる課題に対応するた め、共済対策委員会を開催し、対応を進

めます。とくに、マイナンバーカードに 関する各種対応は、共済組合の過重な業 務負担となることから、業務への対応を 注視し、省庁対策など必要な対応をはか ります。

また、地方公務員共済組合の組合側委員の選出規定の見直しを求めます。あわせて、地方議員の共済への加入に関する議論を注視します。

- 32. 2025年の公的年金制度の見直しにむけて、社会保険の適用拡大、基礎年金の給付水準の改善と財政基盤の強化などの議論が進められています。2024年に行われる財政検証・財政再計算にあたっては、これらの制度見直しの議論も注視しながら、現実的な経済前提の下、客観的な検証・再計算が行われるよう、連合とともに関係機関に対し働きかけを行います。
- 33. 地方公務員共済組合連合会等の年金積 立金の運用について、地方公務員共済組 合連合会および各共済組合の運営審議会 や地方公務員共済資金運用委員会におい て、運用状況の監視・確認を行います。 政府は、経済の成長と国民の資産所得の 増加をはかるとして、「資産運用立国実 現プラン」を掲げていますが、引き続き、 安全性・確実性を優先する観点から慎重 な運用を求めていきます。
- 34. 地共連や各共済組合に対して、ESG を考慮した社会的責任投資(SRI)の さらなる拡大を運営審議会等で働きかけます。

4. ジェンダー平等推進の取り組み

【2024ジェンダー平等推進の取り組み】

- 1. 自治労運動のすべての場面でジェンダー平等を推進すべく、年間を通じて取り組みます。とりわけ6月は連合の「男女平等月間」などが取り組まれることを踏まえて、自治労としても「ジェンダー平等推進集中月間」として取り組みます。取り組みにあたって、①「労働組合のジェンダー平等参画」、②「職場のジェンダー平等の実現」、③「ジェンダー平等の法制度・社会環境の整備」の実現を3本の柱とし、ジェンダー平等社会の実現にむけ、自治労全体で推進します。
- 2. 本部は、関係省庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会に対する申し入れを実施します。また、県本部におけるジェンダー平等推進に関する委員会の設置や計画の策定、「ジェンダー平等推進集中月間」での取り組み等について5月に実施した調査結果をもとに各県本部における取り組み状況を把握し、県本部主催の学習会等への講師派遣・紹介などの支援を行います。
- 3. 県本部は、「ジェンダー平等社会の実現を求める要請書」を活用し、都道府県知事、市長会、町村会に対する申し入れを行います。また、ジェンダー平等推進委員会を中心に、各単組の進捗状況を把握し、実情に応じて取り組みを支援します。「ジェンダー平等推進集中月間」にあわせて県本部主催のジェンダー平等や女性役員育成に関する学習会や研修を実施するとともに、若年層を対象とする講

- 座などにジェンダー平等のテーマを取り 入れます。
- 4. 単組は、ジェンダー平等を推進するポテッカーを掲示し、機関紙などを活用して、ジェンダー平等推進に対する組合員への理解を深めます。
- 5. 以下の獲得目標に基づき、職場の状況 の点検と身近なジェンダー平等に関わる 課題の掘り起こしを行い、「ジェンダー 平等推進集中月間」にあわせて当局に要 求書を提出・交渉し、解決をめざします。

【獲得目標】

1. 改正女性活躍推進法に基づく事業 主行動計画の達成状況を労使で確認 すること。

また、職場の状況を十分に把握・ 分析した上で、目標達成にむけた協 議を進めること。

- 2. すべての職場で、女性活躍推進法 や次世代育成支援対策推進法の「一 般事業主行動計画」の策定を進め、 仕事と家庭の両立支援制度を拡充・ 促進すること。
- 3. 男性の育児休業・介護休暇の取得 を促進すること。また、希望する職 員が取得できるよう、代替職員の配 置など職場環境の整備を具体的に行 うこと。
- 4. 不妊治療休暇を取得しやすい職場環境を醸成すること。
- 5. 正規労働者との均衡・均等に基づき、非正規労働者の労働条件を改善

すること。

とりわけ、育児に関わる休暇について、「子の看護休暇の有給での取得」などの制度化をはかること。

- 6. セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等について、職場実態を把握した上で、防止措置や対策を強化すること。
- 7. 結婚休暇をはじめとした休暇制度、扶養手当などの賃金制度において、同性パートナーを対象とできるよう見直しを行うこと。
- 8. 職場の独自課題、積み残し課題の 克服をはかること。

【獲得目標のポイント】

ジェンダー平等の職場づくりは、① 採用や配置、昇任、昇格、賃金、退職 などのあらゆるステージで、男女格差 が解消され、個性や能力が十分に発揮 される、②方針決定過程へ男女が対等 に参画し、活力ある職場となる、③労 働環境を向上させることが、すべての 人がいきいきと働くことができること につながる、など重要な取り組みであ ることを当局に認識させた上で交渉に 臨むことが必要です。

- 1. 事業主行動計画の達成状況の確認
 ① 行動計画が状況把握にとどまっていないか、職場の課題分析が十分できているかなどの評価を行い、掲げた数値目標が的確であるか、またその達成状況等について労使で確認します。
 - ② 「長時間労働の是正などの働き

方改革」「性別に関わりない職務 の機会と適切な評価に基づく登 用」「男性の家事・育児参加・介 護参加の促進」の課題について、 前進につながる計画となるよう見 直しを求めます。

2. すべての職場での「一般事業主行動計画」(民間)の策定

101人以上の職場で「一般事業主 行動計画」の策定が義務付けられま したが、子育て支援や職場の中の男 女平等は事業規模で変わるものでは ありません。従業員数に関わりな く、すべての職場に「一般事業主行 動計画」を求めていきます。

- 3. 男性の育児休業取得促進
 - ① アンケートや育児休業取得者の 声を集め、男性の育児休業取得に 関する課題を把握し、要求書に盛 り込みます。
 - ② 2022年12月26日付の総務省通知「男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の着実な推進について」を踏まえ、管理職等による方針・目標の明確化や対象職員の意向に基づく取得計画の作成、代替職員の確実な配置など業務面での環境整備をはじめ、国家公務員や取得率が上昇した団体の事例を参考に取得促進にむけた具体的な取り組みを労使で確認します。
- 4. 不妊治療休暇の環境整備と拡充
 - ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」の一部改正によって、2021年4月から、雇用環境の整備に関する事項の中

に「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」の項目が追加されました。また、公務員には2022年1月から「出生サポート休暇」が施行されていることから、職場での実態を把握しながら、不妊治療に関わるさらなる制度の充実を求めていきます。

- ② 男女が取得できる不妊治療休暇 の条例・就業規則等の制定に関す る点検にあわせ、取得しやすい職 場環境の醸成を求めます。
- ③ 不妊治療休暇取得にかかる個人 情報の取り扱いに十分に留意する よう求めます。
- 5. 非正規労働者の労働条件の改善 生理休暇や育児・介護に関わる休 暇等について、有給による制度化を はかります。子どもの看護休暇を有 給休暇とした単組、小学校2年生ま で部分休業の延長を制度化した単組 もあります。実態に応じて具体的な 要求を盛り込みます。
- 6. ハラスメント対策の強化
 - ① セクシュアルハラスメント等に ついて、男女を問わず会計年度任 用職員などの非正規労働者も含め て職場実態を把握します。
 - ② ハラスメントを受けた場合に相 談しやすい体制となっているか、 対応マニュアルは策定されている か、研修をはじめとする対策が十 分であるか等について確認しま す。
- 7. 結婚休暇をはじめとした休暇制度、扶養手当などの賃金制度におい

て、同性パートナーを対象とする見 直し

パートナーシップ制度は、行政側から民間企業などに対して同性パートナー関係を対象とした平等な社会づくりを推進するものですが、自治体においては休暇や賃金制度において課題が残ったままとなっています。先進的な自治体では、結婚休暇など各種休暇制度、扶養手当など賃金制度において職員の同性パートナーを対象とする見直しが徐々に進んでいます。

異性関係だけを前提とした諸制度について、同性パートナー関係において利用が可能となるよう条例や規則などの見直しを求めるとともに、アウティングになることのないよう制度設計における十分な配慮についても追求します。

【自治労ジェンダー平等推進計画の目標達成にむけた取り組み】

- 6. すべての県本部は、ジェンダー平等推進委員会を設置・開催し、自治労ジェンダー平等推進計画(以下、計画)を踏まえて県本部の状況を点検し、その実現にむけて取り組みを強化します。
- 7. 単組・県本部・本部は、計画における 達成すべき目標である①組合運動に30% 以上の女性参画、②女性役員の選出30% 以上(五役に1人以上)などにむけて、 計画に掲げている具体的な取り組みを実 施します。
- 8. 計画の確実な実践をめざして、本部は

各県本部の要請に応じて県本部のジェン ダー平等推進委員会に参加するなど、全 体の底上げにむけた取り組みを行います。

【ジェンダー平等社会実現の取り組み】

- 9. ILO第190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」の批准と選択的夫婦別姓の導入にむけ、連合に結集し取り組みを進めます。
- 10. 厚生労働省が2023年に発表した調査結果によると、女性の育児休業取得率は80.2%、男性は17.13%で、依然として男女の育児休業取得率に大きな差があります。男性の育児休業取得の機運をさらに高めるとともに、希望する期間を安心して育児に専念することができるよう、職場の理解と代替職員の配置などの環境整備を進めます。

【LGBTQ+への差別防止の取り組み】

- 11. 2023年に成立したLGBT理解増進法は「すべての国民の安心への留意」事項が盛り込まれるなど逆に理解を阻害する内容であり、LGBTQ+当事者に対する差別を明確に禁止する法改正にむけた取り組みを進めます。
- 12. 第38年次自治研作業委員会による「LGBTQ+/SOGIE自治体政策」の報告では、LGBTQ+当事者の組合員は当事者以外よりもセクシュアルハラスメント等の被害を受けている割合が多く、職場におけるジェンダーハラスメントやSOGIハラスメントの防止に取り組みます。
- 13. 自治体が、同性同士のカップルを婚姻 に相当する関係と認める「同性パート ナーシップ制度」について、平等な社会 づくりを推進する観点から同制度の拡大 にむけ取り組みます。
- 5. 地方自治・財政の確立と質の高い公共サービス改革の推進

【2025年度予算における地方財政の確保と公共サービス改革に対する取り組み】

- 1. 2024年度政府予算における地方財政の一般財源総額は約62.7兆円、地方交付税についても約18.7兆円と、いずれも前年度を上回る額が確保されています。しかし、少子化・超高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大は今後も不可避であり、依然として一定の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率引き上げなど、より抜本的な対応を求めます。
- 2. また、2025年度政府予算における地方 財政の確立にむけて、以下の視点が盛り

- 込まれるよう取り組みを進めます。
- ① 社会保障の充実、地域活性化、DX 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- ② とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫して

いることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

- ③ 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- ④ 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- ⑤ 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- ⑥ 2024年度から会計年度任用職員への 勤勉手当の支給が可能となったが、今 後も当該職員の処遇改善や雇用確保が 求められることから、引き続き、その 財政需要を十分に満たすこと。
- ⑦ 特別交付税の配分にあたり、諸手当 等の支給水準が国の基準を超えている

- 自治体に対して、その取り扱いを理由 とした特別交付税の減額措置を行わな いこと。とりわけ地域手当については、 全国で同様の職務を担っているにもか かわらず、支給割合に0~20%もの大 きな格差が生じていること、近隣自治 体間における支給割合の差により人材 確保上の困難が生じていることから、 自治体の自己決定権を尊重し、特別交 付税の減額措置を廃止すること。
- ⑧ 自治体業務システムの標準化・共通 化にむけては、その移行に係る経費と、 移行の影響を受けるシステムの改修経 費まで含め、デジタル基盤改革支援補 助金を拡充するなど、引き続き必要な 財源を保障すること。
- ⑨ 地域の活性化にむけて、その存在意 義が改めて重視されている地域公共交 通について、公共交通専任担当者の確 保を支援するとともに、こども・子育 て政策と同様、普通交付税の個別算定 項目に位置付け、一層の施策充実をは かること。
- ⑩ 人口減少に直面する小規模自治体を 支援するため、段階補正を拡充するな ど、地方交付税の財源保障機能・財政 調整機能の強化をはかること。
- 3. これらの視点に基づき、具体的には以下の取り組みを展開します。
 - ① 本 部
 - ア 6月に策定が見込まれる「骨太方 針2024」における、地方の財政需要 に見あった地方一般財源総額の拡充 をめざし、政府・地方三団体・政党 への要請行動に取り組みます。あわ せて、2025年度の予算編成にむけて、

地方財政計画・地方交付税総額と、 地方税財源や各種政策予算の充実を めざし、政府概算予算要求行動に取 り組みます。

イ 地方交付税法第17条の4に基づく、 地方交付税の算定に関する地方自治 体から総務省への意見書提出の取り 組みについて、モデル案等を作成し て、各県本部に示します。

② 県本部·単組

- ア 県本部は、地方自治法第99条に基づく議会決議採択を推進するため、 地方連合会や公務員連絡会構成組織 との連携を追求しながら、各県、市 長会、町村会などへの要請に取り組 みます。
- イ 県本部・単組は、6月議会もしくは9月議会において、本部モデル案を参考に、地方自治法第99条に基づく議会決議採択に取り組みます。とくに、2025年度予算の概算要求に対応するため、6月議会での採択を重点に取り組みます。さらに、6月議会対策の一環として、組織内議員・連合推薦議員などへの要請に取り組みます。
- ウ 地方交付税法第17条の4に基づく、 地方交付税の算定に関する地方自治 体から総務省への意見書提出の取り 組みを進めます。総務省への意見書 の提出は例年8~9月とされている ため、県本部・単組は6月議会以降、 組織内議員などと連携して、各自治 体当局への要請を行います。
- エ 県本部・単組は各自治体における 民間委託等の検討状況を把握します。

とくに、近年頻発している災害時の 対応として、現業職員の必要性が改 めて評価されていること、2024年度 地方一般財源において地方公務員の 人件費等が2023年度以上に確保され ていることを踏まえ、当局からの委 託等の提案に反対します。

【地方自治法改正に対する取り組み】

政府は第213回通常国会に地方自治法 改正案を提出しています。改正案は、① DX化の進展を踏まえた情報システムの 適正利用、公金収納事務のデジタル化、 ②地域における生活サービス提供体制強 化にむけた多様な主体との連携強化、③ 大規模な災害、感染症のまん延その他、 これらに類する国民の安全に重大な影響 を及ぼす事態における特例を規定する内 容となっています。しかし、DX化につ いてはセキュリティ上の不安や新たな自 治体負担も想定されること、また地域に おける多様な主体との連携については設 置の意義自体が地方制度調査会において も共通した理解が得られていないなど問 題が山積しています。とくに特例の規定 については、地方自治法で定めている自 治体に対する国の関与の一般ルールとは 別に、国が地方に対し必要な「指示」を できるよう新たな章まで設けて措置しよ うとしていますが、その必要性あるいは 立法事実自体に強い疑念が生じています。 議論はすでに国会の場に移されています が、今回の地方自治法改正案については 地方自治の後退につながりかねない内容 が多く含まれていることから、法案の問 題点を厳しく追及しながら、立憲民主党

をはじめとする協力政党と連携して取り 組みます。

【行政のデジタル化に対する取り組み】

- 5. 自治体における20の基幹系業務システムを標準準拠システムに移行することが求められていますが、2025年度末の期限に間に合わない見通しの自治体が全体の約1割にあたることがデジタル庁により発表されています。すべての自治体が円滑にシステム移行できるよう、引き続き、必要な人的・技術的な支援を行うよう政府に求めます。
- 6. また、標準化対象となる情報システム の運用経費については、当初から3割の 削減が見込まれていたものの、実際には 移行後の運用コストが想定を大幅に上回 るといった実態も浮き彫りになっていま す。このため、システム運用経費等の削 減が確実にはかられるよう国として責任 を持って対応するよう求めます。また、 実際にシステム運用経費等が減少すると 見込まれる際は、当該自治体における住 民サービスの向上のための経費として活 用されるよう求めます。
- 7. 政府は、2024年12月2日に現行保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。しかし、医療機関の窓口におけるマイナンバーカード利用はいまだ低調であり、混乱も想定されることから、健康保険証の廃止については、慎重な対応を求めます。
- 8. 2025年度にも予定される戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な負荷が予想されます。このため自治体にお

ける混乱を防ぐよう、現場の意見を十分 に勘案しつつ、必要な経費については国 の責任において確保するよう省庁対策を 行います。

【能登半島地震に対する取り組み】

9. 関係県本部と連携し、引き続き、被災 状況を確認しながら、ライフラインの復 旧や避難所運営、さらには復興にむけた 必要な物資あるいは人的・財政的など各 種行政サービスの円滑な実施に関する課 題を把握し、関係省庁、政党対策等を進 めます。

【東日本大震災からの復興にむけた取り組み】

10. 東日本大震災からの復興にむけ、引き 続き関係県本部と連携しながら、行政ま た住民における課題を把握し、省庁・国 会対策等を進めます。

【第40年次自治研活動の推進】

- 11. 2024年10月4~5日に島根県で開催する第40回地方自治研究全国集会にむけて、 下記の通り取り組みます。
 - ① 自治研中央推進委員会は、全体集会 および分科会の企画・運営について議 論を深め、より多くの組合員・市民の 参加をめざし、地元実行委員会と連携 した取り組みを進めます。
 - ② 本部は、自治研の活用方法を学び合 える「しまね自治研・カウントダウン セミナー」をウェブにて開催し、集会 にむけた機運を高めていきます。
 - ③ 本部は、「月刊自治研」、自治研ホームページ、SNS等の充実をはかり情報発信に努めます。単組・県本部

- は、機関紙やSNSなどさまざまな媒体を活用し、自治研活動およびしまね 自治研のPRを行います。
- ④ 県本部は本部が作成した、しまね自治研開催募集要項、リーフレットを活用した単組オルグを行い、しまね自治研へのレポート・論文の提出、およびポスターセッションを含む集会参加を呼びかけます。
- 12. 本部は、県本部・地連単位での自治研活動を強化・推進していくため、講師派遣を行うなど活性化にむけた支援を行います。あわせて、新たな自治研活動家や

- 担い手の発掘に取り組み、その活動を支援します。
- 13. 本部は「月刊自治研」の販売促進にむけて、販促チラシを作成し、定期購読を呼びかけます。また、新たな読者層の獲得にむけて導入した電子書籍の活用を進めます。単組・県本部は、未購読の自治体単組に対して定期購読を呼びかけるとともに、自治体組織内議員などを対象に購読拡大をはかります。
- 14. 第39年次自治研作業委員会がまとめる地域交通に関する政策提言集について、その活用と共有化をはかります。
- 6. 安心・信頼の社会保障制度と公共交通の確立

【社会保障制度の充実にむけた取り組み】

- 1. 持続可能な社会保障制度を確立するためには、関係する労働者の処遇改善が不可欠なことから、引き続き、連合に結集しながら、人員の確保や処遇改善、医療・介護サービスの質の向上にむけた厚生労働省要請行動等に取り組みます。
- 2. 連合が「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方」や「社会保障構想の点検・見直し」について提起していることから、新たに設置された社会保障政策担当者会議なども通じながら、その議論に積極的に参加します。
- 3. 2024年度政府予算では、普通地方交付税の算定項目において「こども子育て費」が創設されました。従来の社会福祉費、衛生費、その他の教育費を統合し、新たに1,000億円が増額されていますが、補正のあり方を含め、すべての自治体に十分な配分となるのか懸念があります。引

- き続き、地方交付税の算定結果などを検 証しつつ、「こども子育て費」が地方独 自の取り組みを促す制度となるよう政党、 関係省庁等に対し求めます。
- 4. 政府は子ども・子育て支援法などの改正案を閣議決定し、児童手当の所得制限撤廃や支給期間延長などの財源について、公的医療保険に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金制度」の成立をめざしています。しかし、保険制度として給付と負担の関係が不明確であること、また拠出する側の意見反映の仕組みも担保されていないことから、その財源のあり方などを含め、抜本的な見直しを行うよう、連合と連携して取り組みます。

【日本版DBSの導入・法制化における対応】

5. 政府は3月に「日本版DBS」法案を 閣議決定しましたが、その具体的な確認 方法や職業選択の自由、個人情報保護と いった観点における懸念はいまだ払拭されていません。また、「現職者について採るべき措置」はガイドラインで示されることになっていますが、乱用されることにより労働者の人権が侵害されるおそれもあります。このため、引き続き連合と連携しながら、子どもの安全と労働者の人権が両立した制度となるよう、必要な対策を行います。

【地域保健・地方衛生研究所の改革・拡充 にむけた取り組み】

6. 県本部・単組は、保健衛生機関の体制整備・機能強化と過重労働軽減のために、保健師および各専門職、事務職の人員確保に取り組みます。本部は、保健所や保健センター、地方衛生研究所における人員確保の現状を検証し、有効な対策を関係省庁や国に求めていきます。

【チーム医療体制構築にむけた取り組み】

7. 2024年4月から医師の時間外労働時間 規制(A水準:原則年960時間以内、月 100時間以内など)が実施されました。 単組は、医療機関内の労働時間管理の徹 底に取り組みます。また、医師の労働時間短縮のための、タスク・シフト/シェ アを推進する際には、関連研修を勤務時間として扱い、研修費用は全額施設の負担とするよう求めます。加えて、業務移管される側の医療労働者や事務職員の過度な業務負担とならないよう配慮し、必要な人員確保を求めます。

【医療・保健労働者の労働条件・環境改善 にむけた取り組み】

- 8. 2024年度診療報酬改定により、医療機関で働く職員の賃上げが措置されました。単組は、本部衛生医療評議会の取り組み方針をもとにモデル要求書(自治労情報2024第0069号/2024年3月27日)を活用し6月からの賃上げ実施にむけて取り組みます。
- 9. 本部は、公立・公的医療機関の医療労働者や、公衆衛生を支える保健師などの人員確保や処遇改善、職場環境改善にむけ、2024年度に実施した組合員アンケート結果などをもとに有効な対策を関係省庁や国に求めていきます。
- 10. 単組は本部作成の「医療職場における 定年引き上げに関するモデル要求書」 (自治労情報2022第0082号/2022年4月 26日)を活用し、医療現場における定年 引き上げの課題について交渉します。
- 11. 県本部・単組は、能登半島地震における被災地医療機関および被災地支援者の 労務管理の徹底について労使で確認しま す。また、被災地における勤務について は災害応急作業等手当(日額1,080円) の支給を求めます。
- 12. 本部は、6月30日に「第4回レベル アップ講座」をウェブで開催し、医療現 場の労働条件改善にむけ議論を深め、今 後の取り組みにつなげます。

【子ども・子育て支援に関する取り組み】

13. 本部は、3・4・5歳児の職員配置の 最低基準の改正に実効性をもたせるため、 「当面の間、従前の基準により運営する ことを妨げない」とした経過措置に対し 具体的な期限を求めます。また、1歳児の最低基準の改正を前提とした配置改善について早期の実施を求めるとともに、諸外国に比べると改正後の基準によってもなお改善の余地がある最低基準について必要な取り組みを進めます。

- 14. 単組は改正となった各自治体公立保育 所の最低基準を点検し、基準を満たして いない単組にあっては、「最低基準」が 保育の質を維持するために国が定めた最 低限の人員配置であること、財源が交付 税措置されていることを踏まえ、経過措 置の有無に関わらず、民間に率先して基 準を満たす配置を行うよう求めます。
- 15. 本部は、国が2026年度から法定給付として実施をめざす「こども誰でも通園制度」について、県本部、単組と連携し、各自治体で行われる試行的事業の実施状況から課題を洗い出し、現時点において人員不足により業務が逼迫している保育所等の状況もあわせ、国会対策や省庁との意見交換等必要な対策に取り組みます。
- 16. 単組は、賃金水準の引き上げが急務である会計年度任用職員保育士等の処遇改善について、地方交付税により措置されている処遇改善加算Ⅲ相当の財源を原資に賃金等の改善を求め、保育職場全体としての処遇改善と人員確保・離職防止を進めます。
- 17. 本部は、放課後児童クラブ(学童保育)・児童館に関わる施策の充実と支援員の処遇改善を求めるため実施する「放課後児童クラブ(学童保育)・児童館実態調査」の結果を集約し、分析を行います。
- 18. 単組は、自治体に対し、放課後児童健

全育成事業の拡充により創設された常勤 職員配置の補助基準額や放課後児童支援 員等処遇改善事業の活用により、支援員 の処遇を改善するよう求めます。

【介護・障害福祉サービス政策に関する取り組み】

- 19. 本部は、国に対し介護報酬、障害福祉 サービス等報酬の改定による賃上げ実施 の実態や基本報酬が減算された訪問介護 事業所の影響・実態を把握するよう求め、 状況に応じて次期改定を待たずして必要 な改善を行うよう働きかけます。
- 20. 本部は、報酬改定に伴い、従前の3加 算を一本化し、6月から施行される新た な処遇改善加算について、対象サービス をすべてのサービスに拡大する等さらな る充実を求めます。
- 21. 県本部・単組は、すべての対象事業所について新加算の取得を求めます。また、激変緩和として1年の経過措置により新加算を取得している単組も含め、取得要件を整備し、より高位の区分で新加算を取得するよう求めます。

【生活保護および貧困等に関する取り組み】

22. 本部は県本部・単組と連携し、生活保護法、生活困窮者自立支援法改正による新たな業務増に伴う人員確保に必要な財源の確保を求めます。また、県本部・単組は、各福祉事務所ケースワーカー等の増員を求めます。

【児童虐待の防止に関する取り組み】

23. 本部・県本部・単組は連携して、改正 児童福祉法の施行による児童相談所、市 町村業務への影響・課題を確認し、本部 は必要に応じて省庁・国会対策を行いま す。また単組は、「新たな児童虐待防止 対策体制総合強化プラン」に基づき予算 が確保されている児童福祉司(スーパー バイザーを含む)、児童心理司の増員を 求めます。

【障害者雇用に関する取り組み】

24. 単組は、2024年4月から引き上げられた各自治体の法定雇用率(2.8%(教育委員会2.7%))を点検し、未達成の単組にあっては早期達成にむけた採用を求めます。

【地域福祉の推進、地域共生社会の実現に むけた取り組み】

25. 本部・県本部・社協単組は連携して、 コロナ禍における生活福祉資金の特例貸 付の償還業務に加え、生活保護法・生活 困窮者自立支援法の改正・施行を踏まえ た業務負担増等の課題に対し、必要な取 り組みを進めます。

【公営・地域公共交通の存続・確立の取り 組み】

26. インバウンドを含め人流は回復基調にありますが、生活様式や働き方の変化に加え、2024年問題に起因するバスの減便や運休による乗客の減少等により、地域公共交通は依然として厳しい経営状況にあります。そのため、本部は地域公共交通の存続・確立にむけ、この間の減収分の補填や交付金制度の充実など必要な財政支援、補助を関係省庁に要請するとともに、政党対策などを通じて対策を強化

- します。あわせて、減収分を賃金など労働条件の改悪など職員に転嫁させないよう注視します。
- 27. 地域公共交通活性化再生法が改正され、 地域公共交通の再生にむけて自治体の責 任や役割が増すことから、地域の移動手 段確保のために必要な財政措置や交通専 門部署の設置等を求めます。
- 28. 自治体が中心となった交通政策の実現にむけ、健康・福祉・教育・環境等の課題と密接に結びつくクロスセクター効果を実現するため、関係単組・関係評議会と連携して取り組みを進めます。
- 29. 県本部・単組は、くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーンを展開し、地域・住民との連携を強化するとともに、地域公共交通の現状を周知するとともに、インフラとしての重要性の理解を求める取り組みを行います。
- 30. 単組は、県本部・本部と連携して交通・自治体当局に対し、交通計画策定を求めるなど中長期にわたり事業の継続・存続にむけた取り組みを強化します。また、働き方改革による自動車運転者の労働時間規制(改善基準告示)が4月から施行されたことを踏まえ、遵守状況をはじめ、バス運転者の労働時間に関わる課題を把握し、長時間労働の縮減や事業・路線の維持のため職員の人員確保等をはかるよう要求します。
- 31. 本部は、公共交通労働者への暴力行為 や迷惑行為、悪質クレーム(カスタマー ハラスメント)の撲滅にむけて、交運労 協と連携して関係省庁対策を強化します。 また、単組は、自治体当局、事業者と連 携し、撲滅にむけた広報・啓発活動等を

強化します。

- 32. 一般ドライバーが自家用車を使用し、 有料で乗客を輸送する日本版のライド シェアが、4月8日から東京・京都で始 まりました。政府は5月以降、札幌市、 仙台市および、埼玉県、千葉県、神奈川 県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、 福岡県の一部地域にも導入し、12地域に 拡大するとしています。現時点では、タ クシーが不足する都市部や観光地に限り、 タクシー会社の運行管理の下で実施する としていますが、かねてより指摘されて きた安全面の問題や、地域公共交通にも 大きく影響する渋滞の発生などの課題が 強く懸念されます。政府は、引き続き6 月までにさらなる規制の緩和を検討する
- 方針で、安心・安全な運行を担ってきた 職業運転者の専門性をも否定する施策で あることから、反対の立場で国会・関係 省庁対策等を強化します。
- 33. 交通空白地域の移動手段の確保策については、地域の法定協議会等により地域の実情にあった交通手段が確立されるよう、引き続き交運労協等と連携して取り組みを進めます。
- 34. 10月にITF(国際運輸労連)世界大会が開催されることから、安全、人員不足、規制緩和等の交通運輸労働者が直面する国際的な課題の前進がはかられるよう議論を深めるとともに、ITF世界大会への積極的な参加にむけて準備を進めます。
- 7. 環境・平和・人権を確立する取り組み

【憲法改悪を阻止する取り組み】

- 1. 第213回通常国会における憲法審査会では、自民党をはじめとする改憲派が憲法改正の条文案の起草を強く求めている一方で、立憲民主党は丁寧な議論を求めており、緊張した状況が続いています。
 - 憲法の基本理念である平和主義、国民 主権、基本的人権の尊重を普遍化し、憲 法の前文および第9条を堅持するため、 平和フォーラムに結集して、自治労の考 え方を理解する政党、議員などと連携す るとともに、憲法審査会の動向を注視し、 与党および日本維新の会などによる改憲 策動を許さない取り組みを進めます。
- 2021年9月施行の改正国民投票法は、 法施行後、3年(2024年9月)をめどに CM・インターネット広告等の有料広告

- の制限、国民投票運動等の資金にかかる 規制などについて、必要な法制上の措置 等を講ずることとされていますが、改憲 をめざす与党および一部野党は、これら の規制に消極的です。国民投票の公正性 を保障するための議論が十分に行われる よう、協力政党や協力国会議員と連携し た取り組みを強化します。
- 3. 平和フォーラムの提起する改憲阻止に むけた集会に参加するとともに、各地域 においても、改憲の危険性を世論に訴え るアピール行動や学習会などに取り組み ます。

【平和をつくる取り組み】

4. パレスチナ自治区ガザでの戦闘をはじめ、ウクライナへの軍事侵攻など、あら

- ゆる武力衝突に反対の立場で各諸行動に 参加し、即時停戦を求めます。
- 5. 平和フォーラムや「戦争をさせない 1000人委員会」に結集し、毎月19日の国 会前行動などに取り組みます。また、憲 法違反の安全保障関連法制の即時廃止を 求める取り組みを継続します。
- 6. 台湾有事や北朝鮮の脅威を口実に軍拡 を進めようとする岸田政権に対し、各地 域の平和フォーラムに結集し、際限のな い軍拡競争につながる「武力による平和 維持」の危険性と外交努力による平和維 持を訴える行動に取り組みます。
- 7. 2023年11月のオスプレイ墜落事故により、改めてその危険性が明らかになったことから、オスプレイの運用と配備の撤廃を求め、取り組みを強化します。
- 8. 沖縄県の辺野古新基地建設にあたって、 国土交通大臣は沖縄県に代わって軟弱地 盤による工事計画の変更承認の代執行を 強行し、大浦湾岸海域における工事が進 められています。沖縄県の判断を無視す る新基地建設は、憲法が保障する地方自 治を無視するものであり、許されません。 沖縄県の民意が反映されるよう、引き続 き、国会議員対策のほか、中央・地方の 集会や抗議行動などに平和フォーラムと 連携して取り組みます。
- 9. 平和をめぐる直近の課題や各県本部の 取り組みなどについての情報共有を目的 に、6月19日に県本部連帯活動担当者会 議を東京・自治労会館で開催します。
- 10. 慰霊の日の6月23日に開催される、 「連合2024平和行動in沖縄」に参加しま す。

【核兵器廃絶・被爆者課題の取り組み】

- 11. 原水禁(原水爆禁止日本国民会議)などと連携し、日本政府に対し、引き続き核兵器禁止条約への署名・批准を求めます
- 12. 被爆79周年原水爆禁止世界大会に参加します。
 - ① 福島大会(7月28日)
 - ② 広島大会(8月4~6日)
 - ③ 長崎大会(8月7~9日)
- 13. 広島・長崎で開催される、連合2024平 和行動に参加します。
 - ① 平和行動in広島(8月5~6日)
 - ② 平和行動in長崎(8月8~9日)
- 14. 自治労原爆被爆者連絡協議会の幹事会・総会を、8月9日に長崎で開催し、被爆二世・三世の結集をはかります。
- 15. 被爆二世への被爆者援護法の適用にむけて、原水禁と連携し全国被爆二世団体連絡協議会による、国連人権理事会への意見反映や集団訴訟の取り組みを支援します。

【脱原発社会実現の取り組み】

16. 中国電力は、島根原発 2 号機について 2024年 8 月の再稼働を表明し、準備が進められています。また、東北電力・女川原発 2 号機は、2024年 9 月頃の再稼働をめざしています。このほか、いまだ安全性の疑念が拭えていないにもかかわらず、原子力規制委員会から運転禁止命令が解除された東京電力・柏崎刈羽原発や、避難・防災計画の不備が指摘される日本原電・東海第二原発など、GX推進と称してさまざまな問題を抱える原発の早期の再稼働が進められようとしていることか

- ら、全国の原発再稼働に反対し廃炉を求 めます。
- 17. 全国の老朽原発の再稼働と原則40年と される運転期限の延長に反対する取り組 みを進めます。
- 18. 北海道寿都町および神恵内村では、高 レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終 処分場選定手続きが進められています。 北海道本部や原水禁と連携し、高レベル 放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対す る取り組みを進めます。
- 19. 中国電力は関西電力と共同で、山口県上関町に使用済み核燃料の中間貯蔵施設を建設する方針を示しました。しかし、核燃料サイクル政策はすでに破綻しており、中間貯蔵施設の建設ではなく、すべての原発の廃炉と再生可能エネルギーへの転換こそが求められています。山口県本部や平和フォーラムと連携し、中間貯蔵施設の建設中止にむけて取り組みます。
- 20. 地元福島の了解のないまま、トリチウムなどを含む「ALPS処理水」を海洋放出することは許されません。福島と連携し、放出反対の取り組みを進めます。
- 21. 東京電力福島第一原発事故における自主避難者への一方的な支援打ち切りについては、撤回の取り組みを原水禁などと連携して取り組みます。また、モニタリングポスト設置継続をはじめ、被災者支援の充実と、福島県民および避難者への人権侵害や風評被害を防止するための啓発策を国や自治体に求めます。

【環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立】

22. 中央環境審議会循環型社会部会において、2050年のカーボンニュートラルの達

- 成にむけ、循環型社会形成推進基本計画を協議し、循環型社会の構築を加速度的に進めていくことが検討されています。 協議にあたっては、連合を通じてリサイクル制度の自治体課題への対応を求めます。
- 23. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など、循環型社会にむけた法律や政策が打ち出されていますが、すべての自治体での運用にむけ、環境省に対し対策の強化と自治体が対策を講じる際の財政措置を求めます。

【健全な水循環の確立】

24. 健全な水循環をめざして各地で設立されている流域協議会の活動や課題などの情報収集に努め、水循環施策が効果的なものとなるよう、連合と連携して課題解決に取り組みます。

【人権を守り共生社会を実現する取り組み】

- 25. 6月を「就職差別撤廃月間」と位置付け、「採用選考に関する実態把握のためのアンケート報告書」を活用し、各県本部および各単組の労使交渉において就職差別の解消に取り組みます。
- 26. 部落解放中央共闘に結集し、狭山事件 の再審の実現にむけて取り組みます。ま た、部落差別を含むあらゆる差別を払拭 し、すべての人が平等にくらせる社会を めざし、人権侵害を救済するための包括 的な人権擁護制度の確立を求めます。
- 27. 性的指向や性自認に関わらず、すべての人の基本的人権が確立されるよう、LGBTQ+当事者に対する差別を明確に禁止する法改正を求めるとともに、自治

体におけるこれまでの先進的な取り組み が後退しないよう、法律が及ぼす影響を 注視しつつ働きかけを行います。

8. 政策実現にむけた政治活動の推進

【次期衆議院総選挙への対応】

- 1. 岸田首相は、「政治とカネ」の問題に 関わり主導力を発揮できておらず、内閣 支持率も最低の水準で推移する中、4月 28日に投開票が行われた衆議院の補欠選 挙では、3選挙区すべてで立憲民主党の 候補者が当選しました。また、政権交代 を望む世論の声も高まっていますが、一 方で、立憲民主党をはじめとする野党の 政党支持率も伸び悩んでいるのが実情で あり、岸田首相も解散・総選挙のタイミ ングを探っていることから、常に情勢を 注視しておく必要があります。国政にお いて改憲議論が増す中、次の総選挙は、 日本の平和と憲法を守る正念場であり、 また、私たちがめざす公共サービスの充 実をはじめとした社会的な連帯による 「支え合う社会」を実現するためにも重 要なたたかいです。「中道・リベラル」 勢力の総結集に基づく政権交代の実現に むけ、より一層取り組みを強化します。
- 2. 総選挙では立憲民主党を中心に連携が可能な議員の拡大にむけ、連合との連携を基本にしながら、自治労自らの主体的な取り組みを進めます。

【政策実現にむけた政治活動の強化】

3. 当面の政策実現にむけて、自治労組織 内・政策協力議員をはじめ、自治労の政 策を理解する国会議員との連携を強化し、 法案対策などを進めます。 4. 国会議員と地方分権や地方財政に関する政策について認識の共有化をはかるため、全日本分権自治フォーラム政策研究会に参画するとともに、幅広い議員の参加拡大に協力します。

【参議院比例代表選挙の取り組み】

- 5. 本部は、2025年7月の第27回参議院議員選挙にむけ、組合員への「岸まきこ」参議院議員の周知・浸透をはかるため、本人による県本部・単組への訪問や組合員との意見交換、さらには評議会や退職者会対策など、ウェブを活用しながら取り組みを進めます。また、県本部が実施する政治活動やコンプライアンスについての学習会の支援を行います。
- 6. 県本部は、全単組での「岸まきこ」の 推薦決定を推進するとともに、「岸まき こ」後援会への組合員加入をはじめとし た取り組みをさらに進めます。また、地 域の実情に応じた運動手法を本部と協議 し、具体的な支持者拡大対策などを行い ます。
- 7. 県本部・単組は、機関紙・広報物等に 「岸まきこ」の活動に関する記事等を定 期的に掲載し、徹底した周知活動を進め ます。

【政治活動に対する認識の共有化と担い手 の育成・確保】

8. 本部は、自治労協力国会議員による国

会内・外の活動を情報発信するとともに、 県本部・単組で活用できる教宣素材を提 供し、組合員の政治に対する関心の高ま りをめざします。

- 9. 県本部・単組は、次期国政選挙にむけて国政報告会などを実施し、自治労協力国会議員等と組合員との対話を進めます。
- 10. 県本部・単組は、政治学習会の開催や、 機関紙の活用を通して、政治活動の意義 の共有化と、政治活動に関する正確な知 識の周知をはかります。とくに、新しい 単組役員や、県職・大都市職に対する働 きかけを重視します。

【自治体議員連合の取り組みと連携】

11. 県本部・単組は、自治体議員連合をはじめ、連携できる議員との日常的な対話を行い、政策協議を進めます。

【各種自治体選挙の取り組み】

- 12. 本部は各県本部と連携し、各種自治体選挙勝利にむけた活動を通じ、自治労の組織強化と政策実現をめざします。
- 13. 県本部・単組は、組織内のみならず、政策協力議員を確保・拡大し、「1自治体1協力議員」をめざします。
- 9. 公共サービス労働者の総結集と組織強化
- (1) 組織強化・拡大にむけた取り組み

【組織強化・拡大のための体制づくり】

1. 新規採用者の組合加入率の低下や単組・組合員の脱退等により、組織人員の減少幅は、年平均▲2%を超える非常に厳しい実態にあることの危機感を本部・県本部間で共有し、単組運動の活性化を最優先の課題とした第6次組織強化・拡大のための推進計画(以下、「組強計画」)の実現に組織全体として取り組みます。

(1) 本 部

① 長計・財政各部会における組強 計画のフォローアップや地連の役 割、県本部交付金のあり方などの 議論を踏まえ、引き続き組織強化 委員会(以下、組強委員会)を開 催します。組強委員会においては、 県本部・本部の運動と体制の見直

- しなどとあわせ、それと連動した 交付金制度全般の意義や配分見直 しを含む産別財政のあり方につい て議論を行います。
- ② 7月から8月に県本部組織担当者会議をブロック別(①北海道・東北・関東甲・社保、②北信・東市・近畿、③中国・四国・九州)に開催し、ア)各県本部における単組との連携強化策やステップの設定・単組活動底上げシートの活用など、組強計画の進捗、イ)新規採用者や高年齢層職員の組合加入の現状と取り組み、ウ)競合を抱える単組の実態と対策、エ)単組・組合員の脱退対策、などについての課題や具体的好事例の共有を進めます。

- ③ 各種手引きやマニュアル、県本部・単組での組織強化・拡大事例など、取り組みのヒントを掲載している産別ネットの仲間づくりに関するポータルについては、より有効活用できるよう「見やすさ」「見つけやすさ」を意識して再整理し、担当者会議などの場において周知をはかります。
- ④ 対策強化県本部との日常的な協議や県本部担当役員による課題を明確にしたオルグ・ヒアリング等を通じ、県本部との連携強化を進めます。
- ⑤ 県本部の組織強化・拡大活動に対して、本部役職員、組織拡大オルグを積極的に派遣するなど支援を行います。とくに組織問題に発展する可能性がある事態の早期把握に努め、確実な初動対応と現地での問題解決をめざします。

(2) 県本部

- ① 活動方針や組強計画・行動計画 に基づき、具体的な実践に取り組 みます。とくに、定期的・計画的 な単組オルグの実施や単組に対す る情報提供・活動支援のほか、単 組との情報交換の機会を設けるこ とによって具体の要望や意見の把 握等を行います。
- ② 組強計画における各ステップや 「単組活動 底上げシート」等を 参考にして、単組活動の活性化と 脱退防止・未加入者対策を強化し ます。
- ③ 県本部組織強化・拡大チームを

- 引き続き設置し、活動の豊富化をめざします。
- ④ 本部の担当役員や組強委員会などを通じ、共有すべき課題や好事例を積極的に報告します。

(3) 単組

- ① 県本部との協議の下、単組活動 底上げシートなどを活用して初年 度の課題を設定し、活性化策に取 り組みます。
- ② 新規採用職員をはじめ、会計年 度任用職員や高年齢層職員、未加 入者など、同じ職場で働くすべて の仲間の組合加入を進めます。
- 2. 本部は、6月3日に組織拡大行動委員会を開催し、評議会等の会計年度任用職員組織化にむけた議論状況や取り組み報告を共有するとともに、2025年度にむけた組織化方針について協議を進めます。
- 3. 県本部の組織拡大専門員を以下の通り 登録します。

県本部	名 前	登録期間
山形	本田 泰弘	2024年4月~
(交代)	平田 外知	2026年3月
栃木	佐々木圭子	2024年4月~
(交代)	在《小土丁	2026年3月
東京	松本 優子	2024年4月~
(新規)	14 後丁	2026年3月

この登録により、組織拡大専門員は、 45県本部1社保労連50人(加配2人、エ キスパート7人含む)となります。

- 4. 本部は、6月10日に新任組織拡大専門 員の研修を実施します。
- 5. 県本部は、組織拡大専門員等の育成の 一環として6月8日から16日にかけて実 施される連合「ワークルール検定」を活

用します。

【産別組織の総合改革の実施】

6. 「本部総合改革プロジェクト」を引き 続き設置し、持続的な自治労産別の確立 をめざします。とくに、人員体制・財政 基盤を含む本部機能強化と本部・県本部 の連携のあり方等については、組強委員 会とも連携し、具体化と必要な見直しに むけた議論を促進します。

【新規採用職員等の組合加入】

7. 新規採用者100%加入と若年層未加入 者対策の強化にむけて、以下の通り取り 組みます。

(1) 単組

- ① 4~5月の期間に組合に加入しなかった者をリスト化し、職場の組合員の協力を得ながら「職場全体」で早期加入を促すとともに、全員加入をめざして粘り強く取り組みます。
- ② 新規採用者への声かけができていない場合には、職場単位や個別・少人数のグループでの説明会を行うなど、必ずコンタクトを取り組合加入を促します。
- ③ 条件付き採用期間中に組合加入 の取り組みをしていない単組は、 その期間の終了を待つことなく早 急に組合加入の取り組みを進めま す。
- ④ 若年層未加入者に対し、労働組合を職場の困りごとの相談窓口として認識できるよう取り組み、加入に結び付けます。

- ⑤ 新規採用者に対し、「仕事の安心のための組合」「くらしの安心のためのじちろう共済」という2つのセーフティネットを示し、「組合加入と団体生命共済への同時加入」を追求します。そのため、加入状況の進捗管理をしながら同時加入にむけた取り組みを進めます。
- ⑥ 組合加入者に対し、仕事での不 安や心配事の相談に乗るなど、組 合としてのフォローを行います。 さらに、懇親会やレクリエーショ ン、学習会などを通じて組合活動 に参加する機会をつくります。
- ⑦ じちろうネットの教育研修ポータルに掲載している教宣ツールや教材動画などを積極的に活用します。

(2) 県本部

- ① 単組の取り組み状況を定期的に 集約・把握します。とくに、加入 率が低下傾向にある単組や競合組 織を抱える単組に対する支援に取 り組みます。
- ② 県本部が新採加入に課題があると認識する単組に対しては、状況・課題等を把握しながら、教宣資料の作成・オルグ活動への参加などのサポートも含め、実情にあわせた助言・支援に継続的に取り組みます。
- ③ 有効な取り組みや社会人採用 者・未加入者の取り組みの好事例 を収集し、県内単組に情報提供し ます。

(3) 本 部

- ① 6月1日を基準日とした「新規 採用者組織化状況調査」を実施し、 定期的に取り組み状況を集約しま す。同時に、進捗状況や県本部の 支援活動、好事例などに関するヒ アリングを実施します。
- ② さらなる加入率向上にむけた取り組みを県本部と連携して進めるため、県本部へのヒアリングを通じて得られた有効な取り組み等については、産別ネットや担当者会議などで積極的に情報提供します。

【高年齢層職員の組合加入】

- 8. 6月1日を基準日として、役職定年 者・定年前再任用短時間勤務職員・暫定 再任用職員の数および加入数に関する調 査を実施します。
- 9. 単組は、引き続き、組合加入を進めます。4月に実施できなかった場合にも、執行委員会等で方針と取り組みのスケジュールを確認し、元の職場での関係性なども活用しながら、働きかけを行います。
- 10. 県本部は、組織化方針を単組と確認しながら状況把握を進め、退職者会との関係を含めて単組実情にあわせた支援を行います。
- 11. 本部は、取り組み状況の集約を行うと ともに、県本部・単組が直面している課 題の把握を進め、組合加入の推進にむけ た情報提供と支援を行います。

【会計年度任用職員等の非正規労働者の組織化】

- 12. すべての非正規労働者の組織化にむけ、以下の通り取り組みます。
 - ① 自治体単組は、学習会・意見交換会を開催し、勤勉手当支給をはじめとするこれまでの自治労の取り組みを伝えます。その際は「会計年度任用職員の手引き」(2023年9月発行)を活用します。
 - ② 県本部は、臨職協など横断組織とも 連携し、単組における組織化を積極的 に支援します。
- 13. 単組は、当事者の意見を集約し、その内容を報告会や教宣紙などで積極的に周知することにより、未加入者の組織化につなげます。
- 14. 単組・県本部は、じちろう共済を活用した加入促進の強化と組織拡大をはかるため、県支部とも連携し、通常メニューの団体生命共済を基本としつつ、「じちろう団体生命共済小口型」について、臨職協(評議会・部会)幹事会や臨時・非常勤等職員の集会・会議の中で、共済の学習・説明の機会を積極的に設けます。
- 15. 本部は、県本部・単組の組織拡大の取り組み事例をじちろうネットで発信します。

県本部・単組は、組織拡大に際しては、本部が作成した「会計年度任用職員仲間づくりハンドブック(2024年2月版)」や「組合って力ですpart13(2023年7月発行)」などを活用します。

16. 本部は、県本部・単組における非正規 労働者の組織化が進んでいない実態を踏 まえ、状況把握および組織化実現推進の ため各県本部へのオルグを実施します。

【福祉・公共サービス民間労働者の組織化】

17. 公共民間単組、社会福祉協議会労組や 社会福祉事業団労組、福祉関係単組は、 雇用形態に関わらず未加入者の組織拡大 に積極的に取り組みます。とくに採用時 に加入しなかった新規採用者については、 各職場での個別の呼びかけを徹底します。 また、介護・障害福祉サービス事業を 行う福祉関係労組は、介護報酬・障害福 祉サービス等報酬の改定の効果による全 職員の賃上げにむけた取り組みにあわせ、 未加入者の組織化をはかります。

さらに、引き続き未組織団体の組織化 に取り組みます。

- 18. パートタイム・有期雇用労働法に沿った労働条件の改善にむけた要求・交渉と 非正規労働者の組合加入を一体的に取り 組みます。
- 19. 近年、単組の脱退や解散が増えています。基本的運動が衰退し、組織率が低下している単組に対し、本部・県本部は、単組の組織強化・拡大、自治体単組や単組間との連携、オルグ等による脱退防止対策の強化に取り組みます。とりわけ本部は、労働法制や労働組合活動に関する学習動画の充実をはかります。

【公立・公的病院の組織対策・組織化】

20. 単組は新規・中途採用者の加入対策会議を開催し、新採等の加入状況の点検と100%加入にむけた取り組みを継続して実施します。また、非正規職員、再任用・再雇用職員の加入状況を点検し、個別に声かけを行うなど加入促進活動を積

極的かつ継続的に行い、未加入者を放置しない取り組みを進めます。

21. 単組・県本部は、「公立病院経営強化 プラン」の内容、「重点支援区域」の申 請や厚生労働省が2024年夏頃までに設定 する「推進区域(仮称)」や「モデル推 進区域(仮称)」の設定状況に注意を払 い、再編統合や経営形態変更の動向につ いて把握するとともに、本部作成の「公 立病院の再編統合、経営形態の変更に対 するポイント」を活用し体制を強化しま す。

また、計画が表面化した場合は、再編 統合や経営形態の変更、競合問題の発生 などに備え、県本部は対策会議等を設置 します。本部は引き続き地域医療再編対 策本部で情報を共有し、必要に応じ役職 員による支援を行います。

【全国展開組織の組織化】

- 22. 本部は引き続き、水道、図書館、保 育・放課後児童クラブ、給食、医療など の管理・運営を全国規模で受託している 企業の組織化について、連合や各県本部、 関係評議会と連携して取り組みます。
- 23. 対象となる企業や業界団体について、 情報収集や直接訪問を行うとともに、 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針」や「労働協約の地域的拡 張適用」を活用しながら、集団的労使関 係の必要性を共有できるように経営層対 策をはかります。

【次世代育成と教育研修制度の強化】

24. 2024年度明治大学「自治労寄付講座・地方自治体と労働組合」において、学生

に公共サービスの重要性と労働組合の意義・役割について認識を深めてもらうとともに、県本部・単組の若年層組合員が 講座を担当することを通じて自治労運動の次代の担い手育成をはかります。

- 25. 自治労の次代の担い手育成をめざし、 第55期中央労働学校を7月17~20日に東 京で開催します。
- 26. 産別ネット・じちろうネットに開設している教育研修ポータルについては、単組・県本部で活用できる学習動画・研修企画素材等を引き続き提供するとともに、内容の豊富化につとめます。

【広報・文化活動の拡充と情報化の推進】

27. 印刷媒体の作成と運搬費高騰等の情勢を踏まえつつ、情報宣伝活動の効果の向上をはかるため、機関紙「じちろう」と機関誌「自治労通信(デジタル版)」の統合、「じちろうモバイル」との連携、体裁と発行回数の見直し等を柱に、機関

紙誌のあり方の見直し検討を行います。

- 28. 「2024年度第2回全国情報宣伝セミナー(経験者編・対面)」を6月21~22日に開催します。主に県本部・単組等で一定程度の実務経験を有する情宣担当者を対象とし、新聞とビラ作成の高度な技術の習得を目的とした内容とします。
- 29. 自治労の文化活動の拡充を目的に、第 30回自治労文芸賞、第31回写真コンクール、2024まんが大笑を募集します。募集 期間は8月末までとします。
- 30. 「じちろうモバイル」をじちろうのホームページを入り口とした、組合員むけ限定ウェブページとして刷新し、利用促進およびコンテンツの充実をはかります。

【離籍専従役員の登録等の承認】

31. 自治労専従役員補償規程および同施行 細則に基づき、下記の者の登録等の承認 を求めます。

■県本部「基本枠」登録

所 属	名 前	年齢	役 職 名	県 本 部 機関決定日	登録日	本部承認日
北海道	瀧口 和成	44	北海道本部 副執行委員長	2023. 9.26	2024. 4. 1	2024. 4.19
岩 手	佐藤 秀作	46	岩手県本部 書記長	2024. 2.23	2024. 4. 1	2024. 5. 8
栃木	増山 秀人	59	栃木県職員労働組合 中央執行委員長	2024. 2.21	2024. 4. 1	2024. 3.25
福井	土田 利幸	54	福井県本部 副執行委員長	2024. 4.18	2024. 4. 1	2024. 4.19
京 都	森本 尚秀	54	京都府本部 副執行委員長	2024. 4.17	2024. 5. 1	2024. 5. 8
奈 良	須貝 縦	41	奈良県本部 書記次長	2024. 3.25	2024. 4. 1	2024. 5. 8
沖縄	前底 伸幸	54	沖縄県本部 執行委員長	2023. 10. 14	2024. 4. 1	2024. 5. 8

■県本部「基本枠」へ移行

所 属	名 前	年齢	役 職 名	県 本 部 機関決定日	移行日	本部承認日
愛 知	松岡 真二	57	愛知県本部 副中央執行委員長	2024. 2.23	2024. 4. 1	2024. 3.25
広 島	小迫 敏宏	54	広島県本部 書記長	2024. 4.17	2024. 4. 1	2024. 5. 8
広 島	中山 悦己	55	広島県本部 中央執行委員長	2024. 4.17	2024. 4. 1	2024. 5. 8
長 崎	山﨑 誠人	53	長崎県本部 副執行委員長	2024. 3.13	2024. 4. 1	2024. 4.19
長崎	村田 元輝	44	長崎県本部 書記長	2024. 3.13	2024. 4. 1	2024. 4.19
大 分	鹿嶋 秀和	49	大分県本部 書記長	2024. 2. 9	2024. 4. 1	2024. 2.26

■県本部「準登録」へ移行

所 属	名 前	年齢	役 職 名	県 本 部 機関決定日	移行日	本部承認日
奈 良	吉村 聖子	60	奈良県本部 副執行委員長	2024. 3.25	2024. 4. 1	2024. 5. 8
長崎	廣島 時一	60	長崎県本部 副執行委員長	2024. 3.13	2024. 4. 1	2024. 4.19

■県本部「連合枠」登録

所 属	名 前	年齢	役 職 名	県 本 部 機関決定日	登録日	本部承認日
愛 知	坂田 有紀	53	連合愛知 副事務局長	2023. 12. 14	2024. 4. 1	2024. 3.25

■「連合枠」へ移行

所 属	名 前	年齢	役 職 名	県 本 部 機関決定日	移行日	本部承認日
岩 手	伊藤 裕一	58	連合岩手 会長	2024. 2.23	2024. 4. 1	2024. 5. 8
茨 城	生井澤律子	52	連合茨城 副事務局長	2024. 3. 7	2024. 4. 1	2024. 4.19
岡山	大島 康治	53	連合岡山 副事務局長	2024. 1.24	2023. 12. 1	2024. 2.26
鳥 取	藤縄 和彦	56	連合鳥取 副事務局長	2023. 9.29	2023. 11. 16	2024. 2.26

■「共済枠」へ移行

j	沂 廜		名	前	年齢	役 職 名	県 本 部 機関決定日	移行日	本部承認日
	広 島	TE CE	地村	高明	58	自治労共済推進本部 広島県支部事務局長	2024. 4.17	2024. 4. 1	2024. 5. 8
-	亳 峼	大打	宮本	洋	54	自治労共済推進本部 長崎県支部事務局長	2024. 3.13	2024. 4. 1	2024. 4.19

■登録取り消し

所 属	名 前	年齢	理由	県 本 部 機関決定日	取消日	本部承認日
茨 城	藤枝 芳実	60	退任のため	2024. 3. 7	2024. 3.31	2024. 5. 8
福井	大嶋 智	60	60歳を超えたため	2024. 4.18	2024. 3.31	2024. 5. 8
愛知	伊藤 裕彰	60	退任のため	2024. 2.23	2024. 3.31	2024. 3.25
広 島	竹田 恵	55	退任のため	2024. 4.17	2024. 3.31	2024. 5. 8
鳥 取	江口 真也	59	退任のため	2023. 9.29	2023. 11. 17	2024. 1.22
鳥 取	小嶋 敏行	58	退任のため	2023. 9.24	2023. 9.29	2024. 4.19
沖縄	大城 悟	60	退任のため	2024. 1.16	2024. 1. 5	2024. 2.26

(2) 各部門・横断組織の取り組み

【現業労働者の取り組み】

- 1. 本部・県本部・単組はそれぞれ2024現業・公企統一闘争(第1次闘争)における取り組み状況を点検・把握し、第1次闘争の成果や課題を洗い出すなど闘争の中間総括を行います。その上で、中間総括で出された成果や課題を踏まえ、第2次闘争においてすべての単組・組合員が結集する統一闘争にむけて取り組みを強化します。
- 2. 本部は、現業・公企統一闘争(第2次 闘争)の取り組み強化にむけて、人員確保の必要性をはじめ、災害対応における 課題や安易な民間委託導入に対する対策 を共有するため、「自治体現場力による 質の高い公共サービスを実現する集会」 を7月6日に東京で開催します。
- 3. 県本部・単組は、現業職場で働く会計 年度任用職員の組織化にむけ、現業評議 会に加入できるよう、引き続き単組・評 議会規約の点検・整備の取り組みを進め ます。

本部は、三役常任幹事による県本部評議会オルグを実施します。オルグを通じ

- て明らかになった課題や取り組み状況を 共有した上で現業評議会における会計年 度任用職員の組織化を推進します。
- 4. 本部は、6月1日を基準日に「新規採用者組織化状況調査」を実施し、各単組における新規採用者数や組織化状況を把握します。県本部・単組は現業職場における組織拡大にむけ、引き続き新規採用職員や未加入者の組合加入に積極的に取り組みます。
- 5. 「新たな共済推進方針」に基づき、幹事会や会議・集会の場においてじちろう 共済の学習・説明の機会を設けます。学 習会を通して共済推進運動に取り組む意 義を共有し、じちろう共済の加入拡大と 単組の組織強化・拡大につなげていきます。
- 6. 現業評議会における次代の担い手育成が大きな課題であることから、労働組合における政治活動の重要性と組織内議員との連携、労働安全衛生の確立などをテーマに、第2回担い手育成連続講座を6月1~2日に東京で開催します。
- 7. 本部は、現業評議会における組織強化

にむけた取り組みをはじめ、会計年度任 用職員の組織化や次代の担い手育成など の課題解決にむけ、「第9回現業組織集 会」を7月20~21日に大阪市で開催しま す。

- 8. 本部は、現業職場が多岐にわたり現場 実態が異なることから、各職種における 実態を共有し課題解決にむけ、職種ごと のウェブ学習会を開催します。
- 9. 本部は、各職種別部会での議論を踏ま え、関係省庁に対し、2025年度予算要請 行動に取り組みます。
- 10. 7月の自治労労働安全衛生月間において、県本部・単組は、労働安全衛生法などの法令遵守の徹底をはじめ、産業医を活用した職場点検の徹底など安全衛生委員会の活性化をはかります。また、高年齢労働者の業務内容や熱中症対策など、時期や職場実態に応じた安全衛生対策が講じられるよう、安全衛生委員会や職場改善チェックリストを活用し、現業職場における労働災害の一掃にむけた取り組みを強化します。
- 11. 第27回参議院議員選挙にむけ、現業評議会組合員への「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、学習会はもとより幹事会や部会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

【公営企業労働者の取り組み】

- 12. 単組は、6月の2024現業・公企統一闘争(第1次)を通して、各事業管理者に対し、事業体が将来にわたり公共サービスの事業継続に必要な人員と予算を確保するよう求めます。
- 13. 本部・県本部・単組はそれぞれ第1次

- 闘争における取り組み状況を点検・把握 し、課題を洗い出すなど闘争の中間総括 を行います。その上で、中間総括におけ る成果や課題を踏まえ、第2次闘争にお いてすべての単組・組合員が結集する統 一闘争にむけて取り組みを強化します。
- 14. 本部は、第2次闘争の取り組み強化に むけて、人員確保の必要性をはじめ、災 害対応における課題や安易な民間委託導 入に対する対策の取り組み強化にむけ、 「自治体現場力による質の高い公共サー ビスを実現する集会」を7月6日に東京 で開催します。
- 15. 公営企業職場で働く新規採用者の組合加入状況を確認するとともに、高年齢層職員および会計年度任用職員の加入拡大に引き続き取り組みます。
- 16. じちろう共済への加入促進にむけ、評議会内における幹事会において共済制度を周知し、加入拡大と組織化を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。
- 17. 公営ガス事業の現状と連携強化を共有するため、6月8~9日に仙台市で開催される全国公営ガス三単産労組政策会議に参加します。
- 18. 本部は、各部会での提起を踏まえ、 2025年度予算に関わる内容と災害時対策、 官民連携、広域化の課題について、6月 下旬に関係省庁への要請行動に取り組み ます。
- 19. 災害時における危機管理対応などの政策議論を踏まえ、人員や予算の確保による職場の活性化、組合の交渉力の強化をめざし、7月12~13日に長野市で公営企業集会を開催します。

- 20. 本部は、水循環の大切さをアピールするため、8月1~7日に開催する「第40回自治労水週間」にむけて、6月上旬にポスターと塗り絵コンクールの原画を作成し配布します。また、すべての県本部は、水の公共性や大切さを訴える場として、水週間の「1県本部1行動」を確立して取り組みを推進します。
- 21. 第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、公営企業評議会内の集会や幹事会など、あらゆる機会において、組織内国会議員の必要性と国会における活動の周知に取り組みます。

【衛生医療労働者の取り組み】

- 22. 県本部・単組は、未加入者・新規採用職員をはじめ、会計年度任用職員・非正規職員と高年齢層職員の組織化に積極的に取り組みます。
- 23. じちろう共済への加入促進にむけ、評議会内における幹事会・集会において共済制度を周知し新規採用者等の組織化と加入拡大を一体のものとして共済推進運動の底上げをはかります。
- 24. 第27回参議院議員選挙にむけ、衛生医療評議会組合員への「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、衛生医療評議会作成の教宣物を活用します。また、幹事会や部会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

【社会福祉労働者の取り組み】

25. 県本部・単組は、社会福祉職場における新規採用職員、会計年度任用職員を含めた非正規職員、高年齢層職員の新規組

- 合加入状況を点検し、未加入者の加入を 促すとともに、組織強化・拡大に積極的 に取り組みます。
- 26. じちろう共済への加入促進にむけ、評議会内における拡大全国幹事会、全国保育集会において共済制度を周知し、加入拡大と組織化を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。
- 27. 本部は、第44回全国保育集会を8月3 ~4日に、東京・日本教育会館、連合会館にて、対面で開催し、保育をめぐる課題の共有と取り組みの意思統一をはかります。集会参加者に対し、本部作成の販促チラシを活用し、「自治労の保育運動」の定期購読を広く呼びかけます。
- 28. 第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、社会福祉評議会用の教宣物を作成し活用するとともに、評議会内における全国集会・幹事会等あらゆる機会を捉え、周知徹底します。

【県職共闘の取り組み】

29. 単組は、新規採用者の組合未加入者を 点検するとともに、会計年度任用職員等 の非正規職員やこれまでの未加入者の加 入にむけ、計画的に総力をあげて取り組 みます。また、地連内においても、情報 を共有・交換するなどして単組間の連携 を深め、新採等の組織拡大対策の強化に つなげます。

また、昨年度に県職共闘として指定した新採対策重点県職(宮城県職、高知県職連合、長崎県職連合)に引き続き、2024年度は、静岡県職連合、兵庫県職労、島根県職員連合を指定し、単組の現状を

把握しながら、必要に応じて県職共闘全 体でその手法・課題などの情報共有をは かります。

- 30. 単組は、新規加入組合員に対し、労働組合の意義や労働法制、じちろう共済などについて、学習の機会や交流できる場を設定します。その際、まだ団体生命共済等に加入していない組合員については、各種共済の加入を追求します。
- 31. 本部は、単組間の連携強化と新採対策 の情報共有のため、7月に青年層役員に おける新採対策意見交換会を開催します。
- 32. 県職共闘の各職能別組織において、政 策実現と予算要求のため、関係省庁への 2025年度政府予算要請行動に取り組みま す。
- 33. 第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前を全組合員に周知するため、 県職共闘三役による単組オルグを実施します。また、単組は大会等など組合員が 多く集まる会議など、あらゆる機会を通じて周知、浸透に取り組みます。

【大都市共闘の取り組み】

34. 新規採用者・未加入者の組合加入を重点課題とし、4月以降も継続的に取り組むとともに、じちろう共済への同時加入を進めます。

同時に、2024年度の新採加入状況と課題などを幹事会等で共有し、現段階から2025年4月の新採加入にむけた準備を進めます。

35. 大都市共闘単組における次代の担い手 育成、さらには2025年度新規採用者の組 合加入拡大へとつなげていくことを目的 に、7月に2024年大都市共闘青年女性ユ ニオンセミナーを開催します。

- 36. 役職定年者、定年前再任用短時間勤務 者、暫定再任用者などの高齢層職員の組 合加入を進めるとともに、会計年度任用 職員の組合加入に継続的に取り組みます。
- 37. 組合加入の経済的メリットであるじちろう共済は、組合員の生活の安定をもたらすことから、その仕組みや優位性を会議・集会等、機会を捉え周知し、加入を促進します。
- 38. 第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、集会や幹事会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

【町村労働者の取り組み】

- 39. 単組は、新規採用者の100%加入と若年未加入者への加入の働きかけを強化・継続するとともに、団体生命共済への同時加入を進めます。
- 40. 単組は、高年齢層職員の組合加入にむけ、個別の声かけや説明会の開催、アンケートの実施など組合加入にむけた具体的な取り組みを進めます。
- 41. 単組は、会計年度任用職員の組織化にむけて以下に取り組みます。
 - ① 正規職員の組合員に対し、組織化の 必要性について学習会や意見交換会を 行います。その際には「会計年度任用 職員仲間づくりハンドブック」のQ& Aを活用します。
 - ② 「会計年度任用職員の手引き」 (2023年9月発行)を活用した当事者 のための賃金・労働条件についての学 習会や意見交換会を開催し、未組織・ 未加入者の組合加入を進め、賃金・労

働条件の底上げにつなげます。

- 42. 単組は、賃金・労働条件などの各種制度についての学習会を自治労全国町村評議会が作成する「組合員ノート」を活用して行います。
- 43. 単組・県本部はじちろう共済の仕組みや可処分所得が増えるなどの優位性を会議・集会など機会を捉え周知することで加入を促進し、組合員に生活の安心を提供します。
- 44. 単組は、近隣の未加盟町村の新規加盟にむけ、県本部・本部と連携し取り組みます。
- 45. 単組は、第27回参議院議員選挙にむけ、 「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、 集会や幹事会など、あらゆる機会を捉え て周知を徹底します。また、本部は支持 拡大につながる教宣物の作成に取り組み ます。

【政府関係労働者の取り組み】

- 46. 新規採用者の加入拡大と非正規労働者の組織化・運動参画にむけ、引き続き集中して取り組むとともに、組織強化と次世代育成にむけたオルグ・学習活動を強化します。また、幅広い知識と見識を深め労働組合運動に活かしていくため、単組役員を対象とした学習会を8月25日に開催します。
- 47. 「新たな共済推進方針」に基づき、共 済推進活動の強化・活性化、とりわけ新 規採用者の労働組合と団体生命共済の同 時加入にむけ、引き続き取り組みます。
- 48. 2024年10月からの短時間労働者の社会 保険適用拡大など、年金制度・医療保険 制度にかかる各種施策の確実な実施にむ

- けて、単組と連携し、必要な予算・人員 体制の確保に取り組みます。
- 49. 公的年金の財政検証やマイナンバーカードと健康保険証の一体化など、年金・医療保険制度に関する議論動向を注視し、実務を担う現場の視点で連合や協力国会議員等への意見反映を行います。また、「年金・医療保険政策集」を活用した学習を進め、現場労働組合としての政策提言力のさらなる充実・強化をはかります。
- 50. コロナ禍における失業給付・雇用調整 助成金の申請の急増等により明らかに なった体制の脆弱性に加え、リ・スキリ ング支援に伴う失業給付・教育訓練給付 金・雇用調整助成金等の雇用保険関係制 度の見直しやハローワーク業務のオンラ イン化への対応に対しサービス低下を招 かないよう、単組と連携して体制拡充と 必要な予算確保等、現場意見の反映を求 め取り組みます。
- 51. 厚生労働省職業安定局に対して、 「2025年度予算編成にあたり雇用労働政 策・職業安定行政の充実強化を求める要 請書」の提出交渉を8月に実施し、必要 な人員・予算確保を求めます。
- 52. 日本年金機構や全国健康保険協会における定年引き上げの早期実現にむけ、各単組と連携し取り組みます。
- 53. 第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、各種集会や学習会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

【公共民間労働者の取り組み】

54. 単組は、新規採用者の組合加入状況を

点検するとともに、中途採用者や非正規 雇用労働者を含めた未加入者に対しては 「公共民間評議会加入促進ビラ」の活用 や個別オルグをするなど、積極的な組合 加入に取り組みます。県本部は、単組の 加入促進活動を支援します。

- 55. 春闘交渉を継続している単組は、6月 末までの決着をめざし、交渉を強化しま す。また、交渉で妥結した事項は必ず協 約(書面締結)化します。また、県本部、 県本部評議会は情報把握に努め、情報共 有と必要な支援を行います。
- 56. 単組は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月:公正取引委員会)および「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針に対する対応について」(2024年1月:総務省)の通知を踏まえ、使用者に対し必要な財源確保などについて自治体に要請するよう求めます。また、県本部は単組、関係自治体単組と連携し自治体への要請行動を実施するなどして支援します。
- 57. 本部は、6月末日締切の「2023秋闘・ 2024春闘交渉状況調査」を集約し第34回 総会で報告します。
- 58. 本部は、6月下旬に指定管理者と委託職場労働者の雇用安定・労働条件の改善に関わって総務省と、委託先労働者等の雇用安定・労働条件の改善に関わって厚生労働省に要請行動を実施します。
- 59. 7月は自治労安全衛生月間であることから、単組は労働安全衛生委員会の定期的な開催を要請し、その中で毎月の時間外労働時間数や年次有給休暇の取得状況を労使で確認し、時間外労働縮減や年休

取得の改善に取り組みます。

- 60. 春闘結果等を踏まえ、全国一般評議会 や社会福祉評議会、衛生医療評議会等と 賃金・労働条件の改善をはじめとする共 通する課題について、情報交換や意見交 換を含め連携した取り組みを進めます。
- 61. 第27回参議院議員選挙にむけ、本部、 県本部評議会、単組は全組合員に対し 「岸まきこ」の名前の周知について、評 議会用チラシを活用するなど、あらゆる 機会を通じて取り組みます。

【国保連合会労働者の取り組み】

- 62. 次の通り組合未加入者の組織化に取り 組みます。
 - ① 単組は、組合加入説明会や新入職員 歓迎会の開催後も新規採用者(非正規 労働者を含む)の未加入者がいる場合 は、職場の組合員の協力を得て、個別 オルグ体制を構築し、加入促進に取り 組みます。
 - ② 単組は、再任用(再雇用)職員および役職定年者で未加入者がいる場合は、 組合加入を積極的に働きかけます。
 - ③ 単組は、組合未加入者に対し、労働 組合の活動を広く周知するため、加入 説明会の開催や機関紙等を駆使した情 報発信に取り組みます。
 - ④ 協議会は、地連と連携しながら、単組における組織化の進捗状況を把握した上で、好事例の紹介や四役の派遣を行うなど、単組による組合員への情報発信力の向上と未加入者の組合加入を促進するためのオルグ活動に取り組みます。
- 63. 6月7~8日に「第34回全国国保連職

場課題別学習会」を東京・自治労会館で開催し、地連および単組における役員育成の取り組みを支援します。

64. 第27回参議院議員選挙にむけ、国保連 合会の全組合員に対し、「岸まきこ」の 名前の周知と浸透をはかるため、協議会 独自ビラを活用した後援会加入の促進な ど、積極的に取り組みます。

【公営競技労働者の取り組み】

- 65. 夏季一時金の要求については、公営競技の売り上げが高水準であることを踏まえ、増額やミッドナイト開催分の基礎日数算入などを求めて取り組みます。
- 66. 会計年度任用職員への支給が可能となった勤勉手当について、支給されていない単組は、引き続き施行者に対し、早期に条例改正をするよう求めるとともに県本部と連携して取り組みます。
- 67. 雇用確保の観点から、他の競技場の業務実態を参考に、業務範囲の拡大を求めて取り組みます。部分業務委託の提案については、委託経費が増嵩傾向にあることから、直営での維持と採用再開も求めます。
- 68. 4業種で明らかになった現場課題について、省庁や国会対応などを通じて解決の前進に取り組みます。
- 69. 第27回参議院議員選挙にむけ、単組は 全組合員に対し「岸まきこ」議員の名前 の周知について、評議会用チラシを活用 するなど、あらゆる機会を通じて取り組 みます。

【全国一般労働者の取り組み】

70. 2024春闘では、多くの支部・分会が従

- 来よりも高い要求金額を設定して取り組んでいます。4月30日現在、全国一般評議会の集計した回答状況(115支部・分会)は、単純平均で7,763円(3.35%)、対2023年比では1,854円増、加重平均では8,142円(3.44%)で、対2023年比2,142円増となっています。引き続き、春闘未解決職場において、賃金引き上げ、非正規労働者の雇用安定・労働条件の改善、定年引き上げなどの課題の前進にむけ、取り組みます。
- 71. 夏季闘争については、夏季一時金3ヵ月以上または70万円以上(年間要求6ヵ月以上)を基本として、6月に集中的に交渉を行い、7月上旬支給をめどに取り組みます。
- 72. 全国一般地方労組および支部・分会は、中小労働者やパートなど非正規労働者の組織化を推進します。そのため、2月を中心に実施した全国一斉労働相談活動を踏まえ、組織化につなげていきます。
- 73. 賃金・労働条件の改善をはじめとする 公共サービス民間労組評議会との共通す る課題について、春闘期の取り組みを踏 まえ、地方労組段階における連携した取 り組みを進めます。
- 74. 7月24日に第43回地方労組代表者会議 を開催し、評議会機能の強化のため地方 労組の組織点検、2024春闘総括(案)と 2025年度運動方針(草案)について討議 します。
- 75. 第27回参議院議員選挙にむけ、あらゆる機会を捉え「岸まきこ」の名前の周知、 浸透に取り組みます。

【公共交通労働者の取り組み】

- 76. 都市公共交通評議会の組織強化をめざし、単組の実情を把握するため、引き続き単組ヒアリングを進めるとともに、組織集会における議論も踏まえ競合単組対策等に取り組みます。
- 77. 本部は、業種別部会活動を強化し、当面する公共交通政策課題や単組の先進的な取り組み事例の共有化をはかり、バス・地下鉄・路面電車固有の政策の前進に努めます。単組は業種別部会活動に積極的に参加し、政策課題の前進や事業の活性化に取り組みます。
- 78. 単組は、採用時の組合説明会だけではなく、支部・職場に配属後も積極的に声かけを強め、中途採用者等の組合加入にむけた取り組みを進めます。
- 79. 第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透や支持の拡大をはかるため、評議会内における幹事会や部会等あらゆる機会を捉え取り組みを徹底します。

【女性労働者の取り組み】

- 80. 県本部・単組は、青年部とも連携し、 新規採用者や未加入者の組合加入にむけ、 権利学習会等への参加、共済加入のはた らきかけなどに積極的に取り組みます。
- 81. 県本部・単組は、女性部で実施した「組織実態等調査」や「生休・年休アンケート」結果を活用した学習会を実施し、具体的な要求項目の設定に結び付けます。同時に、年間を通して組合・職場・社会での「ジェンダー平等推進」をめざして各種闘争に結集し、組合員間の交流と職場点検を進め、健康で働き続けられる職

場づくりに取り組みます。

- 82. 県本部・単組は、同一労働・同一賃金の実現にむけ、会計年度任用職員をはじめとする同じ職場で働く臨時・非常勤等職員とともに格差是正や差別なく働き続けられる職場づくりに積極的に取り組みます。また、実態や課題から処遇改善に結び付けられるよう、未加入者を含めた臨時・非常勤等職員との意見交換の場を設けます。
- 83. 職場点検活動や実態に基づいた職場要求などの成果と課題を共有するため、6月14~16日に山梨県山中湖村で第24回自治労青年女性中央大交流集会を開催します。さらに、要求行動や運動交流など交流集会運動の取り組みを通して、仲間づくりや女性部運動の強化をはかります。
- 84. 県本部・単組は、地域の女性団体等と連帯し、憲法改悪阻止や脱原発の運動に関する「8の日行動」のビラ配布や署名、「反核・平和の火リレー」「平和友好祭運動」などに取り組み、日常的な活動による人権擁護、反戦・平和の運動を展開します。
- 85. 各県本部は「女性ネット」を立ち上げるとともに、第27回参議院議員選挙にむけ、組合員への「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、集会や幹事会などあらゆる機会を捉えて周知を徹底します。また、政治闘争の重要性を学習するとともに、組織内議員等との意見交換などを通じて、日常的に政治との関わりを持つ機会をつくります。

【青年労働者の取り組み】

86. 本部は、新規採用者の100%加入をめ

ざし、常任委員会や機関会議などで県本部・単組の取り組み状況や課題について共有し、未加入者対策の強化にむけて議論を進めます。また、県本部・単組における特徴的な事例や具体的な勧誘方法、学習会資料、好事例等を提供します。

県本部・単組は、本部が提供する資料等を活用し、青年部が主体となったオルグや説明会、教宣活動などに積極的に取り組み、新採対策の強化をはかります。

- 87. 組織強化・拡大および可処分所得向上の観点から、各段階で開催する会議・集会において、じちろう共済の学習・説明の機会を設け、共済加入を推進します。
- 88. 職場点検活動や実態に基づいた職場要求などの成果と課題を共有するため、6月14~16日に山梨県山中湖村で第24回自治労青年女性中央大交流集会を開催します。さらに、要求行動や運動交流など交流集会運動の取り組みを通して、仲間づくりや青年部運動の強化をはかります。
- 89. 第27回参議院議員選挙にむけ、組合員への「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、集会や幹事会などあらゆる機会を捉えて周知を徹底します。また、本部は、国会議員との学習・交流の場を積極的に設定します。県本部・単組においても、組織内議員との積極的な学習・交流の機会をつくり、政治闘争を積極的に推進します。
- 90. 単組・県本部・本部は憲法改悪の阻止・反戦平和運動の推進・脱原発社会の実現のため、闘争の意義や情勢について学習を深めるとともに、各地での「反核・平和の灯リレー」「平和友好祭運動」に取り組みます。また、「被爆79周年原

水禁世界大会」など平和団体等と連帯した行動に取り組みます。

【自治体非正規労働者の取り組み】

91. 臨時・非常勤等職員の処遇改善と組織強化・拡大にむけ、以下の通り取り組みます。

(1) 本部

- ① 地連・県本部における会計年度 任用職員をはじめとする臨時・非 常勤等職員の組織拡大、学習会・ 交流会などの実施ならびに協議会 等の設置を促進するため、各地 連・県本部からの要請に応じ、全 国幹事を講師やオルグとして派遣 します。
- ② 組織拡大に関する好事例を収集し、じちろうネットで配信します。
- ③ 協議会未設置の県本部に対して は、臨時・非常勤等職員協議会等 を結成するよう促します。
- (2) 県本部・単組(単独労組および自 治体単組、自治体単組内における支 部・分会・評議会)
 - ① 県本部は、会計年度任用職員を はじめとする臨時・非常勤等職員 の組織拡大・処遇改善、県本部臨 時・非常勤等職員協議会等の結成 をはかるため、本部が発行した 「会計年度任用職員の手引き」 (2023年9月発行)を活用した学 習会・交流会などを開催します。
 - ② 単組は、地連や県本部が開催する学習会や交流会に積極的に参加 し、先進的な取り組み事例や成果 を共有します。

- ③ 単組は加入拡大にむけ、組合員 一人が一人を組織化することを基 本に、職場にいるすべての非正規 労働者に声をかける「一人一声運 動」に取り組みます。
- ④ 単組は、本部作成の「会計年度 任用職員制度の整備状況チェック リスト」に基づき点検を行います。 到達していない賃金・労働条件等 がある場合は、自治体単組と連携 し、十分な議論を重ね課題の共有 をはかります。
- ⑤ 県本部・単組は団体生命共済への加入を促進するため、共済の学習・説明の機会を積極的に設けます。
- 92. 本部は8月24日に臨時・非常勤等職員 全国協議会第4回全国代表者会議をウェ ブで開催します。
- 93. 会計年度任用職員および臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定をめざし、第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、幹事会や部会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

【学校事務労働者の取り組み】

94. 学校事務集会の報告、文部科学省や国会議員への要請行動などの成果を活用し、 県職共闘や大都市共闘と連携しながら学校事務職員の運動結集を働きかけます。 また、新規採用者および協議会未組織や 上部団体未加盟の学校事務職員の組織化 対策を引き続き進めます。

【全国消防職員協議会(全消協)との連携 強化】

- 95. 本部・県本部・単組は、消防職員の組織化と運動の強化にむけて、当面、災害時における派遣手当支給および時間外勤務手当の支払いをはじめとした処遇改善を求める取り組みを前面に打ち出しながら、全消協と連携し、以下の取り組みを進めます。
 - ① 本部は、全消協の「組織強化・アクションプラン2020」を踏まえ、県本部と連携し、新規単協の立ち上げなど組織拡大にむけた取り組みに対する必要な支援を行います。また、共済の利用拡大と組織化を一体のものとして進めます。
 - ② 県本部・単組は、新規採用者の単協加入とじちろう共済への同時加入を支援します。あわせて、未組織消防本部の単協立ち上げや未加入者の組織化を進めます。また、協力議員と連携し、組織化にむけて首長・消防長・議会対策を行います。
 - ③ 消防職員の団結権獲得には政治の力が不可欠であることから、第27回参議院議員選挙にむけ「岸まきこ」の名前の浸透をはかるなど、取り組みの前進のため、連携を強化します。

【全日本自治体退職者会(自治退)の組織拡大・強化支援の取り組み】

- 96. 本部・県本部・単組は、全日本自治体 退職者会(自治退)の組織拡大にむけ、 以下の支援を行います。
 - ① 県本部は、退職者会未設置自治体単 組に対し、計画的に新規結成をめざす

現退共同オルグを実施します。また、 自治体単組単位で退職者会の結成が困 難な場合には、都道府県規模でつくる 個人加入退職者会の結成を支援し、加 入促進に取り組みます。

- ② 単組は、退職者会と連携して退職者会加入にむけた取り組みを進めます。また、再任用者については単組の組織方針を基礎に退職者会と協議して取り組みます。
- ③ 単組は、じちろう共済制度の退職後 利用と安心総合共済加入を組織強化の 基盤に位置付けて取り組みます。また、 退職予定者のじちろう退職者団体生命

10. 国際活動の推進

【PSI関係の取り組み】

- 1. 6月26~27日にスイス・ジュネーブで 開催される世界執行委員会に参加し、世 界大会から世界執行委員会に付託された 事項等について議論します。
- 2. 8月9日に東京で開催されるPSI-JCユースネットワークセミナーに積極 的に参加し、若年労働者の加盟組合間の 交流をはかります。

【ITF関係の取り組み】

 10月13~19日にモロッコで開催される 第45回世界大会に積極的に参画するため、 準備を進めます。

【労働組合権確立とディーセントワーク実現の取り組み】

4. 6月にスイス・ジュネーブで開催される第112回 I L O総会・基準適用委員会

共済への高率移行にむけた周知行動を 強化します。

- ④ 本部は、自治退と連携し、県本部・ 単組での退職者組織の結成と加入促進 のため、必要な支援を行います。
- 97. 県本部・単組は、自治退と連携し、各自治体議会における「健康保険証の存続を求める意見書」採択に取り組みます。
- 98. 本部・県本部・単組は、反戦平和についても、自治退と連携して取り組みます。あわせて、第27回参議院議員選挙にむけ「岸まきこ」の名前の浸透をはかるなど、取り組みの前進のため、連携を強化します。

における消防職員の団結権を含む公務員 の労働基本権に関する個別審査にむけ、 引き続き、連合や公務労協と連携し、取 り組みを強化します。

【国際連帯・支援活動の推進】

- 5. エファジャパンの「新エファパートナー」制度について、引き続き、組合員への周知をはかります。また、6月15日に東京・新宿区で開催される2024年度会員総会およびイベントに参加します。
- 6. ミャンマーの軍事政権に対して民主化 を求めて不服従運動に参加する労働者の 生活支援、医療現場で奮闘する仲間たち への支援、国境沿いに避難している人々 への人道支援を続けます。
- 7. スーダンの南コルドファン州において、 紛争被災民の教育機会の確保・児童保護 などの支援を継続します。

8. 2024年度「国際連帯救援カンパ」は8 月末の最終集約にむけて取り組みを継続 します。

11. 労働者自主福祉活動の推進

【共済推進運動に関する会議・集会】

1. 6~7月に、地連別・ブロック別共済 推進県本部・県支部合同会議を以下の通 り開催し、県本部共済推進委員会の取り 組み状況を共有します。

また、新たな共済推進方針における団体生命共済2026年度保有件数目標の達成にむけた対応策など当面の諸課題について協議します。

6月5日 九州(東京)

6月12日 中国・四国(高松)

6月14日 北海道・関東甲・北信(東京)

7月1日 東北・東海(東京)

7月4日 近畿(大阪)

【本部共済推進委員会の取り組み】

- 2. 本部は、自治労共済推進本部と共同で 各県本部オルグやヒアリング等を実施し、 新規採用者の組合と共済の同時加入にむ けた取り組みやじちろう共済を生涯保障 のメインとすることを基本方針とした加 入拡大の取り組みにおける課題を把握し、 対策について協議を進めます。あわせて、 新たな共済推進方針に基づく団体生命共 済2026年度保有件数目標の達成にむけて、 各県本部の共済推進運動の進捗を確認し、 底上げをはかります。
- 3. 本部は、各県本部のみならず、各評議会や青年部・女性部、共闘会議などの横断組織における幹事会やさまざまな会議・学習会において、共済の学習・説明

- の機会や共済ブースを設けるよう働きかけます。とくに、公企評、社福評、政労 評への働きかけを強化します。
- 4. 「じちろう共済に関するアンケート」 (第2グループ)の結果を分析し、組合 員の保障ニーズの把握とより良いじちろ う共済制度の提供、共済推進運動の強化 につなげていきます。

【県本部共済推進委員会の取り組み】

- 5. 県本部は、単組と連携し、共済推進委員会で年間活動計画と目標達成にむけた取り組みを協議・確認し、県支部、こくみん共済 coop 推進本部と連携して加入推進に取り組みます。
- 6. 県本部は、県支部と共同し、各単組の 着実な取り組みと底上げのために、単組 オルグや執行部学習会を実施します。ま た、新たな共済推進方針に基づく取り組 みの進捗を確認し、団体生命共済2026年 度保有件数目標の達成にむけた対策につ いて協議を進めます。
- 7. 県本部や県本部の横断組織で開催する 学習会等においても、自主福祉活動や共 済学習の時間を設けるなど、積極的に取 り組みます。取り組みを通じて、横断組 織を含めた役員の団体生命共済の全員加 入とマイカー共済の見積もり実施に取り 組みます。
- 8. 県本部は、「じちろう共済を生涯保障 のメインとする」ことを、新たな共済推

進方針に基づく取り組みの中で単組と共 有します。

また、民間保険等による共済推進の阻害要因について、現場実態と課題、事例を単組と共有し、組合員利益の最大化をめざすとする基本的立場からの対応を強化します。

- 9. 県本部は、団体生命共済の重点的な取り組みを行う加入拡大モデル単組と連携し、目標達成にむけて取り組みます。
- 10. 2024年4月の新規採用者の組合と共済 の同時加入にむけて、単組の加入状況を 把握し、単組で実施する未加入者を対象 とした学習会や個別オルグなど取り組み の支援にあたります。
- 11. 県本部は、役職定年者の組織化方針と じちろう共済制度の利用条件の整理を踏 まえ、自治労組合員であることを前提と した共済制度の継続利用に取り組みます。

【単組の取り組み】

12. 単組は、「新たな共済推進マニュアル」 などを活用し、組織強化・拡大にむけた 学習会を積極的に開催します。

また、執行部等役員の団体生命共済全 員加入とマイカー共済の見積もり実施に 取り組みます。

- 13. 単組は、県本部と県支部とともに、 2024年4月新規採用者の組合および団体 生命共済未加入者に対して、学習会の開 催やオルグを実施し、じちろう共済は組 合員と家族の生活を守る制度であること や掛金・保障内容の優位性を示し、全員 加入にむけた取り組みを進めます。
- 14. 単組は、高年齢層職員の組織化にむけ、 生涯にわたってじちろう共済の保障を活

用することができるメリットを周知し、 組合加入とあわせた共済制度の継続利用 に取り組みます。

【各共済制度の取り組み】

15. 「団体生命共済」については、組合員とその家族の生活を守る必要不可欠な制度であることや掛金・保障内容の優位性を共有化するため、県本部・単組において、若年層を対象とした学習会等を積極的に開催するとともに、保障のメイン化と医療保障の充実を促進するため、共済県支部と共同で個別保障相談やライフプランセミナーなどに取り組みます。

また、団体生命共済とあわせて個人賠償責任共済の加入推進に取り組みます。

取り組みにあたっては、統合10周年を 契機に実施される「これからもずっとそ ばに 助け合いを拡げよう!」キャン ペーンを積極的に活用します。

- 16. 「じちろう退職者団体生命共済」については、県本部・単組が共済県支部と共同で開催するセカンドライフセミナーや早期退職を含む退職予定者への個別制度説明を通して、全員移行にむけた取り組みを進めます。
- 17. 「じちろうマイカー共済」については、 弁護士費用等補償特約の重要性および団 体割引率適用による掛金の優位性を周知 するとともに、見積もり依頼者の70%以 上が切り替え(新規)加入していること を踏まえ、各共済県支部が実施する"見 積もりキャンペーン"などを活用して、 加入拡大にむけて取り組みます。

また、高額化する車両損害に対する補償の備えがより一層重要になることから、

引き続き車両補償の付帯を推進します。

- 18. 「自賠責共済」の加入拡大にむけて、 周知活動を強化します。
- 19. 「長期共済・税制適格年金」については、早期の加入がセカンドライフにおける安心の生活につながることから団体生命共済の継続募集やスポット募集で積極的に周知し、加入拡大に取り組みます。
- 20. 「住まいる共済」については、2024年 4月制度改定における契約更新において、 保障内容や掛金の優位性について周知を はかるとともに、近年頻発している雪害 や台風・地震などの自然災害に備えるた め、火災共済とあわせ、自然災害共済の 付帯推進、ベーシックタイプ(旧大型タ イプ)への切り替え推進に取り組みます。
- 21. 「公務員賠償責任保険」については、 訴訟リスク等に備えるため、制度の特長 点の周知をはかります。

【ろうきん運動の推進】

22. ろうきん運動を組合員の安心と安定の 生活のための世話役活動として位置付け、 積極的に取り組みます。

第2号議案

2024年度一般会計・特別会計 補正予算

1. 一般会計

(1) 支出の部

- ① 危機管理対策費/危機管理対策費/ 危機管理対策費 能登半島地震対応にかかる諸経費 として500万円を計上します。
- ② 旅費/旅費/旅費
 - 2. 特別会計

1 カンパ会計

(1) 収入の部

① カンパ収入/災害カンパ 能登半島地震災害特別カンパの今 期入金分1億6,361万円を計上しま す。

(2) 支出の部

① 災害カンパ支出/災害救援活動費 今年度支出の1億6,361万円を補 正計上します。

> 内訳:被災自治体への支援金 5,000万円、 連合緊急カンパ500万円、 被災地でのボランティア支 援活動費1,795万円、被災 県本部・単組への支援金 9,066万円

期末までの執行予定を積み上げ試 算し、1,000万円を計上します。

③ 予備費/予備費/予備費 上記①②の財源として、予備費に ついて同額の1,500万円をマイナス 計上します。

2024年度一般会計・特別会計 補正予算

(単位:円)

1) 一般 4 計

<収入の部>

温 點 100,643 100,643 35, 426 100, 643 35, 159 35, 159 35, 159 89, 168 379, 063, 110 379, 063, 110 379, 063, 110 \triangle 5, 721, 241 251, 772, 980 \triangle 5, 667, 499 251, 772, 980 251, 772, 980 83, 200, 000 △ 5, 721, 241 予算残額 с П 1, 399, 357 1, 399, 357 89, 168 324, 841 324, 841 324, 841 3, 417, 182, 490 74,574127, 448, 020 100,000,000 100,000,000 100,000,000 5, 082, 202, 490 5, 082, 202, 490 1,665,020,000 6, 331, 241 6, 167, 499127, 448, 020 127, 448, 020 6, 331, 241 , 399, 357 $(2023/6 \sim 2024/4)$ 執行額 1, 500, 000 1, 500, 000 100, 000, 000 **83, 200, 000** 110,000 360,000 360,000 610,000 500,000 1,665,020,000 379, 221, 000 379, 221, 000 5, 461, 265, 600 3, 796, 245, 600 610,000 1, 500, 000 360,000 100, 000, 000 案) a+b=c 5, 461, 265, 600 379,221,000100,000,000 補正後予算額 0 0 000 0 0 0 Ω () 補正額 1,500,000 100, 000, 000 **83, 200, 000** 360,000 360,000 360,000 500,000 110,000 5, 461, 265, 600 3, 796, 245, 600 1,665,020,000 610,000 610,0001, 500, 000 379, 221, 000 5, 461, 265, 600 379, 221, 000 221,000 100, 000, 000 100,000,0002024年度予算額 379, 他会計繰入金 財政安定化資金会計繰入金 役職員貸付金返済収入 県本部等貸付金返済収入 長期貸付金返済収入 Ш 固定資産取崩収入 積立金取崩収入 Ш 全労済手数料 カンペ収プ 固定資産取崩収入 利息収入 為替差益 闘争資金 貸付金返済収入 組合費 雑収入 全労済手数料 カンパ収入 固定資産取崩収入 貸付金返済収入 組合費 繰入金 対 雑収入 全労済手数料 깸 カンパ収入 組合費 雑収入 繰入金 負担金 款

	科	В	2024年度予算額	1 (多) 累工罪	補正後予算額	執行額 d	予算残額	# 7
款	迊	B	а	*	(案) a+b=c	$(2023/6 \sim 2024/4)$	c – d	
	負担金		83, 200, 000	0	83, 200, 000	0	83, 200, 000	
		負担金	83, 200, 000	0	83, 200, 000	0	83, 200, 000	
		上部団体交付金	0	0	0	0	0	
共闘協,	共闘協力金収入	λ	22, 221, 080	0	22, 221, 080	22, 221, 080	0	
	共闘協	共闘協力金収入	22, 221, 080	0	22, 221, 080	22, 221, 080	0	
		社保労連共闘協力金	18, 721, 080	0	18, 721, 080	18, 721, 080	0	
		ウォーターエージェンシー大阪労組共闘協力金	3, 500, 000	0	3, 500, 000	3, 500, 000	0	
繰越金			1, 026, 141, 004	0	1, 026, 141, 004	1, 026, 141, 004	0	
	繰越金		1,026,141,004	0	1,026,141,004	1,026,141,004	0	
		前年度繰越金	1,026,141,004	0	1,026,141,004	1,026,141,004	0	
	ŲП	井	7, 074, 518, 684	0	7, 074, 518, 684	6, 366, 068, 033	708, 450, 651	

<支出の部>

	科	B	2024年度予算額	は (多) 路工界	補正後予算額	執行額 d	予算残額	H A≡
款	項	B	а		(案) a+b=c	$(2023/6 \sim 2024/4)$	c – d	
人件費			1, 155, 653, 600	0	1, 155, 653, 600	1, 006, 218, 699	149, 434, 901	
	役員給	4-	420, 378, 000	0	420, 378, 000	383, 370, 642	37,007,358	
		給 料	276, 136, 000	0	276, 136, 000	241, 192, 640	34, 943, 360	
		財子	129, 802, 000	0	129, 802, 000	126, 980, 542	2, 821, 458	
		退職金	14, 440, 000	0	14, 440, 000	15, 197, 460	\triangle 757, 460	
	書記給	A-	527, 530, 000	0	527, 530, 000	457, 121, 404	70, 408, 596	
		給 粋	301, 630, 000	0	301, 630, 000	238, 256, 235	63, 373, 765	
		賭手祟	117, 900, 000	0	117, 900, 000	98, 548, 909	19, 351, 091	
		退職金	108,000,000	0	108,000,000	120, 316, 260	\triangle 12, 316, 260	
	福利厚生費	[生費	207, 745, 600	0	207, 745, 600	165, 726, 653	42, 018, 947	
		社会保険料	123, 896, 000	0	123, 896, 000	103, 586, 518	20, 309, 482	
		役員共済負担金	17,600,000	0	17,600,000	17, 791, 018	\triangle 191, 018	
		健康管理費	11,804,000	0	11,804,000	6, 858, 981	4,945,019	
		厚生費	5, 173, 600	0	5, 173, 600	3,648,800	1, 524, 800	
		役員宿舎費	48, 272, 000	0	48, 272, 000	33, 841, 336	14, 430, 664	
		役職員貸付金支出	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	
事務費			339, 038, 846	0	339, 038, 846	266, 876, 834	72, 162, 012	
	消耗品費	責	8, 340, 600	0	8, 340, 600	6, 491, 656	1,848,944	
		消耗品費	8, 340, 600	0	8, 340, 600	6, 491, 656	1,848,944	

李	2024年度予算観		佣止伐宁昇翎	執行者員 d	予算 残額	=======================================
Ш	а	作用。 第二条 D	(案) a+b=c	$(2023/6 \sim 2024/4)$	c – d	
	2, 735, 000	0	2, 735, 000	82,969	2,652,031	
備品費	2, 735, 000	0		82,969	2,652,031	
	4, 115, 958	0		2,704,579	1, 411, 379	
図書費	1, 502, 400	0		1, 435, 900	66, 500	
資料保管管理費	1,858,050		1,	668,	1, 189, 492	
新聞代	755, 508	0	755, 508	600, 121	155, 387	
	5, 904, 000	0	5, 904, 000	3,841,251	2,062,749	
電話料	4, 704, 000	0		2,872,593	1,831,407	
郵便料	1,200,000	0	1,200,000	968, 658	231, 342	
システム通信費	0	0	0	0	0	
運搬費	52, 500, 000	0	52, 500, 000	36, 276, 737	16, 223, 263	
運搬費	52, 500, 000	0	52, 500, 000	36, 276, 737	16, 223, 263	
自動車費	1,826,000	0	1,826,000	215, 568	1,610,432	
自動車費	1,826,000	0	1,826,000	215, 568	1,610,432	
委嘱・手数料	32, 332, 000	0	32, 332, 000	25, 517, 582	6, 814, 418	
業務委託料	16, 500, 000	0	16, 500, 000	13, 750, 000	2,750,000	
会計士・社労士	4, 322, 000	0	4, 322, 000	3, 498, 000	824,000	
人材派遣	10, 700, 000	0	10, 700, 000	7, 596, 453	3, 103, 547	
その他手数料	810,000	0	810,000	673, 129	136,871	
顧問弁護士・医師報酬	109, 410, 750	0	109, 410, 750	99, 339, 287	10, 071, 468	
顧問弁護士報酬	86, 178, 750	0	86, 178, 750	78,043,282	8, 135, 468	
弁護士一般調査研究費	23, 232, 000	0	23, 232, 000	21, 296, 000	1,936,000	
顧問医報酬	0	0	0	0	0	
借料損料	2, 753, 360	0	2, 753, 360	2, 266, 794	486, 566	
借料損料	2, 753, 360	0	2, 753, 360	2, 266, 794	486, 566	
システム費	114, 581, 178	0	114, 581, 178	85, 960, 416	28, 620, 762	
システム開発費	10, 950, 000	0	10,950,000	10, 132, 100	817,900	
システム保守	4, 202, 800	0		2, 355, 671	1,847,129	
システム運用	99, 428, 378	0	0,	73, 472, 645	25, 955, 733	
監査室費	4, 540, 000	0	4,	4, 180, 000	360,000	
監査室費	4, 540, 000	0	4, 540,	4, 180, 000	360,000	
	138, 272, 140	0	138, 272, 140	116, 618, 840	21, 653, 300	
大会費	64, 062, 500	0	64,062,500	64, 582, 791	\triangle 520, 291	
十个弗	003 630 13		003 630 13	102 603 701	A E90 901	

	本		2024年度予算額	1 (多) 军工罪	補正後予算額	執行額 d	予算残額	田岩
款	項	B	Ø		(案) a+b=c	$(2023/6\sim2024/4)$	c – d	
	中央委員会費	員会費	34,820,000	0	34,820,000	25, 716, 859	9, 103, 141	
		中央委員会費	34,820,000	0	34,820,000	25, 716, 859	9, 103, 141	
	中執会議費	議費	600,000	0	600,000	83,920	516,080	
		中執会議費	600,000	0	600,000	83,920	516,080	
	諸会議費	費	33, 919, 540	0	33, 919, 540	22, 922, 579	10, 996, 961	
		県代会議費	15, 702, 640	0	1	10,876,373	4,826,267	
		役員推薦委員会費	2, 572, 400	0	2, 572, 400	827, 420	1, 744, 980	
		選挙委員会費	486, 400	0	486, 400	592, 680	\triangle 106, 280	
		監査委員会費	1,079,200	0	1,079,200	1, 159, 312	\triangle 80, 112	
		救援委員会費	183, 300	0	183, 300	12,000	171,300	
		労働条件担当者会議費	10,045,600	0	10,045,600	5, 925, 430	4, 120, 170	
		春闘討論集会費	3,850,000	0	3,850,000	3, 529, 364	320, 636	
	隔年会	隔年会議・集会費	4,870,100	0	4,870,100	3, 312, 691	1, 557, 409	
		連合大会費	3,070,100	0	3,070,100	2, 480, 116	589, 984	
		自治研集会費	1,800,000	0	1,800,000	832, 575	967, 425	
専門局費]費		747, 705, 530	0	747, 705, 530	516, 045, 996	231, 659, 534	
	総合企[総合企画総務局費	209, 729, 164	0	209, 729, 164	168, 294, 063	41, 435, 101	
		企画費	11, 214, 000	0	11, 214, 000	8, 899, 825	2, 314, 175	
		調査活動費	4, 350, 284	0	4, 350, 284	2, 728, 632	1,621,652	
		企画調整費	7, 525, 840	0	7, 525, 840	732, 369	6, 793, 471	
		総務費	9, 767, 000	0		7,078,322	2, 688, 678	
		全国書記会議費	6, 187, 840	0	6, 187, 840	9,994,957	\triangle 3, 807, 117	
		報道活動費	117, 679, 740	0	117, 679, 740	95, 287, 356	22, 392, 384	
		国際活動費	52, 604, 460	0	52, 604, 460	43, 162, 167	9, 442, 293	
		60周年記念企画事業費	400,000	0	400,000	410, 435	\triangle 10, 435	
	総合労働局費	働局費	59, 393, 880	0	59, 393, 880	37, 299, 844	22, 094, 036	
		総合労働局諸費	5, 388, 000	0	5, 388, 000	3, 728, 513	1,659,487	
		労働条件対策費	27, 338, 100	0	27, 338, 100	19, 570, 605	7, 767, 495	
		労安・法制対策費	21, 947, 780	0	21, 947, 780	11, 352, 439	10, 595, 341	
		法律相談所運営費	4, 110, 000	0	4, 110, 000	2, 553, 287	1, 556, 713	
		争訟分室費	610,000	0	610,000	95,000	515,000	
	総合組織局費	織局費	311, 037, 100	0	311, 037, 100	201,056,980	109, 980, 120	
		総合組織局諸費	24, 901, 300	0	24, 901, 300	9,025,131	15, 876, 169	
		組織強化委員会費	4, 280, 400	0	4, 280, 400	2,052,492	2, 227, 908	

## ##	היי איז																																	
予算残額	p — o	7,020,000	616, 160	3,005,482	1,801,124	128, 552	\triangle 1, 408, 133	3,050,340	30, 132, 335	2, 218, 317	1,658,673	13, 741, 265	10, 478, 425	1, 425, 391	0	2, 869, 808	\triangle 338, 552	9, 202, 922	6,091,133	182,801	57, 787, 067	1, 131, 448	23, 882, 393	2, 043, 868	2, 857, 800	8, 942, 479	10, 150, 423	6, 747, 141	2, 031, 515	363, 210	000) = 10	363, 210	363, 210 9, 662, 100	363, 662, , 662,
執行額 d	$(2023/6\sim2024/4)$	0	2,657,040	8, 975, 818	4, 962, 856	1, 712, 248	35, 347, 893	19, 184, 870	2, 942, 185	13, 240, 153	4, 347, 587	13, 055, 595	17, 103, 375	8, 684, 609	20,000,000	6,019,592	7, 352, 092	11, 415, 578	4, 757, 467	8, 220, 399	107, 876, 419	768, 552	27, 706, 807	8, 442, 132	569, 400	19, 184, 521	20, 467, 723	4, 625, 459	26, 111, 825	1, 518, 690		1, 518, 690	1, 518, 690 20, 337, 900	518, 337 , 337,
補正後予算額	(案) a+b=c	7,020,000	3, 273, 200	11, 981, 300	6, 763, 980	1,840,800	33, 939, 760	22, 235, 210	33, 074, 520	15, 458, 470	6,006,260	26, 796, 860	27, 581, 800	10, 110, 000	20,000,000	8, 889, 400	7,013,540	20,618,500	10,848,600	8, 403, 200	165, 663, 486	1, 900, 000	51, 589, 200	10, 486, 000	3, 427, 200	28, 127, 000	30, 618, 146	11, 372, 600	28, 143, 340	1, 881, 900		1,881,900	1, 881, 900 30, 000, 000	1, 881, 900 30, 000, 000 30, 000, 000
出 (奉) 军工料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	0	0
2024年度予算額	а	7,020,000	3, 273, 200	11, 981, 300	6, 763, 980	1,840,800	33, 939, 760	22, 235, 210	33, 074, 520	15, 458, 470	6,006,260	26, 796, 860	27, 581, 800	10, 110, 000	20,000,000	8, 889, 400	7,013,540	20, 618, 500	10,848,600	8, 403, 200	165, 663, 486	1,900,000	51, 589, 200	10, 486, 000	3, 427, 200	28, 127, 000	30, 618, 146	11, 372, 600	28, 143, 340	1, 881, 900	1 001 000	1,001,300	30, 000, 000	30, 000, 000 30, 000, 000
#	B	組織調査費	ジェンダー平等推進費	県職対策費	大都市対策費	自治体関連対策費	現業評議会費	公営企業評議会費	町村評議会費	政府関係労働組合評議会費	公営競技評議会費	青年部費	女性部費	産別教育センター費	退職者対策費	産別建設センター費	国保労組協議会費	全国一般評議会費	公共民間評議会費	臨時·非常勤等職員協議会費	総合政治政策局費	総合政治政策局諸費	政治活動費	政策活動費	社会保障政策活動費	衛生医療評議会費	社会福祉評議会費	自治研中央推進委員会費	都市公共交通評議会費	引費	11111日	財政同貨		<u>財政</u> <i>向資</i> 動員費 上部団体動員費
本	款可																				総合更									財政局費				上部団体動員

	本	Ш	2024年度予算額	1 (多) 蛏工架	補正後予算額	執行額d	予算残額	H H
款	頂	目	В		(案) a+b=c	$(2023/6\sim2024/4)$	c – d	
		総合政治政策局動員費	4,800,000	0	4,800,000	1, 442, 640	3, 357, 360	
危機管.	危機管理対策費	費	1, 500, 000	2, 000, 000	6, 500, 000	2, 892, 726	3, 607, 274	
	危機管	危機管理対策費	1,500,000	5,000,000	6, 500, 000	2, 892, 726	3,607,274	
		危機管理対策費	1,500,000	5,000,000	6, 500, 000	2, 892, 726	3,607,274	能登半島地震対応にかか るボランティア諸経費等 見込額を計上
旅費			67, 000, 000	10, 000, 000	77, 000, 000	65, 007, 294	11, 992, 706	
	旅費		67,000,000	10,000,000	77,000,000	65,007,294	11, 992, 706	
		旅 費	67,000,000	10,000,000	77,000,000	65,007,294	11, 992, 706	期末までの見込額を計上
交付金			1, 817, 955, 470	0	1, 817, 955, 470	1, 669, 767, 796	148, 187, 674	
	交付金		1, 102, 455, 470	0	1, 102, 455, 470	999, 627, 796	102, 827, 674	
		県本部強化交付金等	393, 078, 010	0	393, 078, 010	360, 865, 656	32, 212, 354	
		組織強化・拡大交付金	194,000,000	0	194,000,000	191, 333, 333	2,666,667	
		組織拡大表彰交付金	1, 200, 000	0	1, 200, 000	227,028	972, 972	
		地連交付金	30, 385, 000	0	30, 385, 000	30, 385, 000	0	
		広域対策交付金	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	0	
		地域政策実現対策交付金	49, 370, 000	0	49, 370, 000	49, 370, 000	0	
		立法闘争交付金	131, 838, 160	0	131, 838, 160	91, 958, 160	39, 880, 000	
		役員再雇用交付金	18,000,000	0	18,000,000	5, 404, 602	12, 595, 398	
		書記政策推進交付金	15,000,000	0	15,000,000	12, 499, 717	2, 500, 283	
		共済推進県本部交付金	237, 584, 300	0	237, 584, 300	237, 584, 300	0	
		県本部組織基盤強化費 (時限)	0	0	0	0	0	
		県本部事業促進交付金 (時限)	0	0	0	0	0	
		ネットワーク構築支援交付金(時限)	12,000,000	0	12,000,000	0	12,000,000	
	専従役	專 従役員補償交付金	715, 500, 000	0	715, 500, 000	670, 140, 000	45, 360, 000	
		離籍専従役員賃金補助交付金	572, 700, 000	0	572, 700, 000	527, 340, 000	45, 360, 000	
		休職専従役員等補償交付金	142,800,000	0	142,800,000	142,800,000	0	
井闉協.	共闘協力金支出	中	22, 221, 080	0	22, 221, 080	3, 500, 000	18, 721, 080	
	共闘協	共闘協力金支出	22, 221, 080	0	22, 221, 080	3, 500, 000	18, 721, 080	
		社保労連共闘協力金	18, 721, 080	0	18, 721, 080	0	18, 721, 080	
		ウォーターエージェンシー大阪労組共闘協力金	3, 500, 000	0	3, 500, 000	3, 500, 000	0	
離籍車	離籍專従役員補償金	埔償金	400, 255, 000	0	400, 255, 000	187, 785, 931	212, 469, 069	
	離籍車	離籍 専 従 役 員 補 償 金	400, 255, 000	0	400, 255, 000	187, 785, 931	212, 469, 069	
		就任時補償金	143, 474, 000	0	143, 474, 000	42, 750, 986	100, 723, 014	
		退任時補償金	256, 781, 000	0	256, 781, 000	145, 034, 945	111, 746, 055	

	基	2024年度予算額	ĺ	補正後予算額	執行額 d	予算残額	
款	項 目 目	а	(株) (株) D	(案) a+b=c	$(2023/6 \sim 2024/4)$	c – d	הת יא
上部団(上部団体等会費	1, 007, 594, 653)	0 1, 007, 594, 653	876, 111, 797	131, 482, 856	
	上部団体会費	849, 596, 213)	0 849, 596, 213	731, 287, 557	118, 308, 656	
	連合会費	741, 224, 400		0 741, 224, 400	617, 687, 000	123, 537, 400	
	PSI 会費	104,022,500		0 104,022,500	108, 944, 581	\triangle 4, 922, 081	
	ITF会費	4, 349, 313)	4, 349, 313	4,655,976	\triangle 306, 663	
	共闘団体会費	157, 998, 440)	0 157, 998, 440	144, 824, 240	13, 174, 200	
	公務労協会費	91, 575, 240)	0 91, 575, 240	91, 576, 240	\triangle 1,000	
	交運労協会費	3, 722, 400		3, 722, 400	3, 722, 400	0	
	平和フォーラム会費	62, 700, 800)	0 62, 700, 800	49, 525, 600	13, 175, 200	
涉外費		5, 267, 000)	0 5, 267, 000	3, 424, 325	1, 842, 675	
	涉外費	5, 267, 000	0	5, 267, 000	3, 424, 325	1,842,675	
	渉外費	5, 267, 000	0	5, 267, 000	3, 424, 325	1,842,675	
長期貸1	長期貸付金支出	0)	0 0	0	0	
	長期貸付金支出	0)	0 0	0	0	
	長期貸付金支出	0		0 0	0	0	
輸出金		547, 608, 084		0 547, 608, 084	547, 608, 084	0	
	繰出金	547, 608, 084)	0 547, 608, 084	547, 608, 084	0	
	救援会計繰出金	0)		0	0	
	財政安定化資金会計繰出金	357, 038, 084		0 357, 038, 084	357, 038, 084	0	
	互助年金会計繰出金	20, 570, 000)	0 20, 570, 000	20, 570, 000	0	
	会館特別会計繰出金	170,000,000)	0 170,000,000	170,000,000	0	
積立金支出	支出	255, 802, 235)	0 255, 802, 235	255, 802, 245	D ∇ 10	
	積立金支出	255, 802, 235)	0 255, 802, 235	255, 802, 245	\triangle 10	
	役職員退職金積立支出	100, 397, 180)	0 100, 397, 180	100, 397, 180	0	
	離籍退任時補償金積立支出	150, 405, 055		0 150, 405, 055	150, 405, 055	0	
	顧問弁護士退任功労金積立支出	0		0 0	0	0	
	その他積立支出	5,000,000)	0 5,000,000	5,000,010	\triangle 10	
固定資)	固定資産計上支出	200, 000)	0 500, 000	0	200, 000	
	固定資産計上支出	500,000)	0 500,000	0	500,000	
	固定資産計上支出	200,000)	0 500,000	0	500,000	
寄附金		75, 939, 580)	0 75, 939, 580	75, 939, 000	280	
	寄附金	75, 939, 580)	0 75, 939, 580	75, 939, 000	280	
	自治総研寄附金	50,000,000	0		50,000,000	0	
	その他寄附金	25, 939, 580	0	25, 939, 580	25, 939, 000	280	

	村	Ш	2024年度予算額	マ (多) 塚二界	補正後予算額	執行額 d	予算残額	E A
款	項	B	а		(案) a+b=c	$(2023/6 \sim 2024/4)$	c – d	
租税公課	講		7, 100, 000	0	7, 100, 000	3, 160, 400	3, 939, 600	
	租税公課		7, 100, 000	0	7, 100, 000	3, 160, 400	3, 939, 600	
	租利	租税公課	7, 100, 000	0	7, 100, 000	3, 160, 400	3, 939, 600	
過年度	過年度支出金		0	0	0	0	0	
	過年度支出金	金	0	0	0	0	0	
	過年	過年度支出金	0	0	0	0	0	
雑損			0	0	0	0	0	
	雑 損		0	0	0	0	0	
	雑	損	0	0	0	0	0	
	為春	為替差損	0	0	0	0	0	
財政安	財政安定化資金事業	業	0	0	0	0	0	
	財政安定化資金事業]資金事業	0	0	0	0	0	
	財政	財政安定化資金事業	0	0	0	0	0	
予備費			455, 105, 466	△ 15, 000, 000	440, 105, 466	0	440, 105, 466	
	予備費		455, 105, 466	\triangle 15, 000, 000	440, 105, 466	0	440, 105, 466	
	予偷	予備費	455, 105, 466	\triangle 15, 000, 000	440, 105, 466	0	440, 105, 466	
							24	策費(款)桶止額をマイ ナス計上
	ŲП	捍	7, 074, 518, 684	0	7, 074, 518, 684	5, 617, 097, 867	1, 457, 420, 817	

(2) 特別会計 1. カンパ会計 <収入の部>

(単位:円)

_			_												_
H						0 能登半島地震災害特別力	ンパ今期入金分を補正計 上(被災2県本部集約分	除く)							
予算残額	р о	0	0	6, 205, 796	6, 205, 796	0		(0	0	0	0	12, 280	0	6. 218. 076
執行額 d	$(2023/6\sim2024/4)$	0	0	192, 407, 852	28, 794, 204	163, 613, 648		C	0	0	0	0	137,720	68, 471, 518	261.017.090
補正後予算額	(案) a+b=c	0	0	198, 613, 648	35,000,000	163, 613, 648		C	0	0	0	0	150,000	68, 471, 518	267, 235, 166
1 (多) 蛏工料		0	0	163, 613, 648	0	163, 613, 648		C	0	0	0	0	0	0	163, 613, 648
2024年度予算額	a	0	0	35,000,000	35,000,000	0		C	0	0	0	0	150,000	68, 471, 518	103, 621, 518
目	款項	繰 入 金	他会計繰入金	イ か パ イ な	国際連帯カンパ	災 害 カ ソ ぷ		4 	各種共闘カンハ	雑 収 入	利 息 収 入	維 収 入	積立金取崩収入	前年度繰越金	- -

く支出の部>

		900 \triangle 132, 900	0 000	0 000	000 \triangle 550,000	000 268,000	000
	$(2023/6\sim2024/4)$	31, 802, 900	3, 000, 000	10,000,000	4, 550, 000	132,000	13,000,000
<u> </u>	(案) a+b=c	31, 670, 000	3,000,000	10,000,000	4,000,000	400,000	13,000,000
お に 密 / 定) と		0	0	0	0	0	0
2024年及丁昇銀	а	31, 670, 000	3,000,000	10,000,000	4,000,000	400,000	13,000,000
I	項	際連帯カンパ支出	汝 付 金	連合愛のカンパ	国際救援活動費	国際協力支援金	エファジャペン助成金
	款	M					

科		Ш	2024年度予算額	イ (多) 蜂工霖	補正後予算額	執行額 d	予算残額	=======================================
	頂		а	K	(案) a+b=c	$(2023/6 \sim 2024/4)$	р I о	
	彝	費	1,270,000	0	1, 270, 000	1, 120, 900	149, 100	
	カンノ	パ支出	0	163, 613, 648	163, 613, 648	63, 414, 151	100, 199, 497	
	付付	金	0	0	0	0	0	
	害救援	活動費	0	163, 613, 648	163, 613, 648	63, 414, 151	100, 199, 497	100, 199, 497 能登半島地震対応にかか
								る県本部・被災自治体支 セペーボコンティア学数
								坂巫、ペノイノ 明性 費等見込額を計上
	各種共闘カンパ支	ハス支出	0	0	0	0	0	
重	事業	大田	150,000	0	150,000	137,720	12, 280	
	立金	大田田	0	0	0	0	0	
	計返済	金支出	0	0	0	0	0	
		黄	0	0	0	0	0	
	備	費	71, 801, 518	0	71,801,518	0	71, 801, 518	
	¢п	丰	103, 621, 518	163, 613, 648	267, 235, 166	95, 354, 771	171, 880, 395	

<参考>能登半島地震「災害特別カンパ」 各県本部集約一覧

2024年4月26日現在

県コード	県本部名	カンパ金額/円	県コード	県本部名	カンパ金額/円
01	北海道	6, 328, 088	28	奈良	656, 888
03	青森	1, 254, 220	29	和歌山	4, 294, 575
04	岩手	2, 887, 648	30	大阪	10, 544, 434
05	宮城	5, 168, 122	32	兵庫	4, 283, 037
06	秋田	2, 406, 927	33	岡山	1, 556, 933
07	山形	3, 652, 781	34	広島	5, 314, 456
08	福島	5, 170, 201	35	鳥取	2, 716, 231
09	新潟	2, 903, 873	36	島根	3, 690, 848
10	群馬	2, 894, 318	37	山口	2, 902, 039
11	栃木	4, 191, 023	38	香川	3, 168, 106
12	茨城	2, 140, 227	39	徳島	2, 838, 853
13	埼玉	1, 590, 526	40	愛媛	1, 180, 255
14	東京	7, 965, 922	41	高知	2, 554, 720
15	千葉	1, 887, 927	42	福岡	6, 832, 628
16	神奈川	4, 604, 306	43	佐賀	1, 474, 878
17	山梨	2, 117, 434	44	長崎	2, 465, 041
18	長野	6, 046, 173	45	大分	4, 763, 108
19	富山	2, 197, 004	46	宮崎	2, 472, 270
20	石川	3, 585, 053	47	熊本	6, 658, 418
21	福井	3, 523, 554	48	鹿児島	4, 931, 929
22	静岡	3, 456, 116	49	沖縄	1, 973, 363
23	愛知	2, 849, 274	50	社保	2, 917, 472
24	岐阜	2, 952, 639	60	直属支部	169, 840
25	三重	4, 000, 226	中央委	員会など諸集会	217, 452
26	滋賀	1, 711, 377	関係	団体(全消協)	500, 000
27	京都	832, 972		計	169, 395, 705

※石川県本部と富山県本部が集約した「災害特別カンパ」については、それぞれの県本部への 支援金として配分する(本部カンパ会計への入金はしない)。 そのため、カンパ会計<収入の部>の補正額とは整合しない。

第3号議案

自治労会館・大規模修繕工事の実施

はじめに

第96回定期大会(2022年8月31日)において、今後30年間の使用を見据え、予算総額7億円規模で、自治労会館の大規模修繕工事を行うことを決定しました。これ以降、総額7億円を前提に基本設計および実施設計の段階で、工事内容の調整・変更を行ってきました。また、入札にむけては、設計を統括する(株)蔵建築設計事務所およびアドバイザー契約をしているCM(Construction,Management)研究会(東京都庁退職者の技術者4人からなるチーム)とともに、実施設計、工事受注者の選定にむけて手続きを進めてきました。

第96回定期大会以降の2年間の建築分野や空調・換気設備分野の状況変化を踏まえ、具体的な工事内容、予算額、工事受注者を含めて、大規模修繕工事の実施案を修正し、以下の通り提起します。

1. スケジュール

(1) 全体

工事全体は、2024年8月~2025年12月末を予定します。このうち、建築部門は、工事期間が長期に及ぶことによる人件費・資材費の上振れリスクに対応するため、工期を二期に分けて実施します。

また、工事期間に、参議院選挙をむかえる予定ですが、2025年7月の公示日以降の選挙期間中は、音出し工事は最小限にとどめます。

(2) 建築部門

第1期と第2期に分け、2度の入札・契約手続きを行います。

第1期工事 2024年6月~2025年4月を予定契約工期

(足場架け、外壁等の修繕・設備関連改修、各階室内改修、屋上防水更新等)

第2期工事 2025年8月~2025年12月を予定契約工期

(煙突改修、屋外排水改修、駐車場塗床更新、外構工事等)

(3) 空調・換気設備および電気設備部門

作業の性質上、一括で工事を行う必要があるため、工期は分けず、1度の入札・契約と します。

2. 工事内容と工事予定価格(実施設計段階)

工事の発注・実施は、建築(第1期、第2期)、空調・換気設備、電気設備の3つに分けて行うこととします。

第96回定期大会で、予定工事にあげた昇降機設備と地下駐車場の法定消火設備の更新は、 実施設計の作業段階で、総予算7億円を突破することが確実視されたため、後年度の実施 とします。

その上で、実施設計の作業完了時点で、以下の工事内容と予定価格を設定し、これに 沿って入札・契約を行う方針としました。

その金額は、現時点での市況・見積価格に基づき積算しており、消費税込みの金額表示とします。

(1) 建築

現場工事内容	予 定 価 格
第1期 2024年9月~2025年4月末予定 外壁補修、外部鉄部塗装、屋上防水更新、南面二重	
サッシ化、東西面省エネサッシ化、内部〇A床更新お	約2億5,900万円(うち、
よび床タイル更新工事等	第1期1億9,800万円)
第2期 2025年8月~2025年12月予定	
屋外排水および玄関前ならびに南庭外構改修、煙道撤	
去工事等	

(2) 空調・換気設備

現場工事内容	予 定 価 格
(2024年9月~2025年12月予定)	0 億4 046天田
空調設備の更新、各フロア換気設備更新工事等	2 億4, 046万円

(3) 電気設備

現場工事内容	予 定 価 格
(2024年9月~2025年12月予定)	
高圧電力引込設備工事、弱電用EPS工事、照明更新	7, 502万円
工事、空調電源設備工事等	

(4) 工事監理費

間	接	エ	事	費	用	委託予算金額
工事監理費等						約3,500万円

各部門の合計予算金額は、6億948万円に相当します。

なお、これまで基本設計料887万円、実施設計料1,669万円、建物耐震診断料として 1,070万円を支出しており、実施設計の作業完了時点の合計予算金額を6億4,574万円とし ました。

3. 電話回線およびLAN回線の整備

大規模修繕工事と同期をとって、電話回線およびLAN回線の整備を行うこととします。 これらの予算は、会館が自治労本部所有となる前、一般会計の事務・備品費から支出・ 資産計上してきた経過を踏まえ、今次の大規模修繕工事と分けて、一般会計の事務・備品 費からの支出とします。

現時点の工事見積額は4,307万円です。

4. 工事受注者の選定方法と入札結果

実施設計作業を受け、以下の選定方法に沿って、実施した入札結果は次の通りです。

(1) 選定方法

① 建築、空調・換気設備

工事受注者の選定は、公正な入札により行うこととし、東京都等の自治体で実施されている指名競争入札(発注側が工事仕様書、図面、内訳書(内訳項目・数量)を事前に作成し、これらの発注図書を入札候補者に提示し、指定期日に価格提示を受ける方式)を採用しました。また、工事の質の確保と競争により価格の適正化をはかるため、予定価格を提示して入札を行いました。

② 電気設備、電話回線およびLAN回線工事

電気設備、電話・LAN回線ともに、工事後の運用において事故等が発生した場合、 日常業務の実施に多大な影響を及ぼす可能性があることから、これまで工事実績のある 事業者に特命随意契約により選定を行いました。

(2) 各部門の入札結果

① 建築部門(第1期)

3社による指名競争入札を行いました。

3社ともに予定価格を上回り、消費税込で4,400万円予定価格を上回っています。

② 空調・換気設備部門

2社による指名競争入札を行いました。

このうち、1社は、空調設備工事の引き合いが多く、新規工事を実施する余力がない との理由で辞退の申し出を受けました。

残る1社の応札価格は、消費税込で約4,952万円予定価格を上回っています。

③ 電気設備部門

予定価格の範囲内であったため、特命随意契約により(株)セイショウを工事受注者として決定します。

④ 電話回線、LAN回線工事

今後、工事見積額4,307万円の範囲内で、特命随意契約により工事受注者を決定します。

(3) 応札価格への対応

① 予定価格超過の要因

建築資材、空調設備機器その他の資材価格(財団法人建設物価調査建設総合指数: 2015年=100として2021年110.3、2022年124.7、2024年3月135.8)が高騰していること、 労務単価(国土交通省公共工事設計労務単価: 2023年3月前年同期比+5.2%、2024年3月前年同期比+5.9%)の継続的な上昇に加え、いわゆる2024年問題に伴う工事作業員の確保が要因と考えられます。

② 対応策

建築工事は3社ともに、予定価格を上回っており、入札金額が低い順番から応札事業者と協議を行います。

また、空調・換気設備工事においては、ほかに候補となる事業者が存在しないことから、まずは応札事業者と協議を行い、建築、空調・換気設備ともに、工事実施を追求します。

その上で、応札事業者の見積内訳の精査と工事内容を見直し、契約価格の調整にむけて応札事業者と協議し、予定価格との乖離について可能な限り圧縮をめざします。

5. 大規模修繕工事に関わる諸課題の整理

(1) 本部執務室の仮移転時期

現時点の工程計画において、各フロアの室内内装工事は、本部書記局(3階と5階)と自治総研(4階)は、フロアごと順次6階ホールに仮移転して行います。このため、本部書記局および自治総研が6階ホールを仮設事務所とする期間は、2024年10月~2025年3月までを予定します。

以上を踏まえ、6階ホールが使用できない期間を2024年9月~2025年3月と想定します。ただし、2025年4~7月の期間は、6階ホールの空調設備工事が継続しており、冷房は稼働できない期間となります。この期間は、その了解の下での使用可能期間とし、2025年8月からは全面的に使用可能とします。

移転は、最初に 6 階の仮設事務所の改修工事(9月)、その後 5 階書記局($10\sim11$ 月) \rightarrow 3 階書記局($12\sim1$ 月) \rightarrow 4 階自治総研($2\sim3$ 月)の順で、それぞれ約 2 ヵ月の工事期間を予定しており、各階の移動期間は 2 ヵ月程度とします。

なお、実際の仮移転スケジュールは、工事仮契約後の実施工程作成段階での工事受注者 との協議によります。

	_	2024年								2025年														
		6月	7月]	8,5	1	9.	月	10	0月	11	月	12月]	1月		2月	3	3月		4月		5	5月
		1 10 20	1 10	20	1 10	20	1 1	0 20	1	10 20	1 1	0 20	1 10	20 1	10 2	0 1	10 20	1	10 20	1	10	20	1	10 2
5	小 部足場		ļ						カ月	間東	•西足均	易 全階			1カ月	則 東	西足場	4階	以下					
									I										>	-				
			ļ			1			1			- 1			3	カ月間	PH周	り足場						
ŧ				-					j			- 1				ni-1		į		-				_
色				-		-	RFF	有側機:	械基的	Ē					PH	防水改	X119			H	25	*	院	選
						1	RF	有側防	水改化	修					PH楊	械基础	楚	1		H			-	+
空 周	+^-"	製作図・産	認	H	南5 階	サッシ	工場	製作			南4~	1階サッ	シエ場	製作		L		1		H			-	+
周 「P	有全面サッシ			H	===	7-1		,		7-			7			1				K-				+
•	インナーサッシ	製作図・承	認インフ	"-"	· yż (5 ~ 1	階工場	易製作	Щ	-1-			1			4		1		-			工具	
Ē ĺ	12) - 992									11							Ш			-	事	지		Ĕ
₹.					準備		68	計論室	Ţ		5階前	主山	Д		3階請3	. ↓	Ш	48	各室	最	終訓	整		+
I 事 _						-	階大会	_	-	#記			\rightarrow	营套配	. —	••		自治	\rightarrow			-		
₱ -	内装改修									11	_	i	٠,			i			40 W					
										Ψ.	2階請	室」				_	IJ. 1	階譜	Ē.	最	終調	整		
										2階ト	ラスト	1	B1 · B	2諸室		1	1階	労金		Τ-1	T			

(2) 6階ホールの使用不可期間の会議等のあり方と予算

6階ホールの使用不可期間は会議等に使用できません。このため、各総合局・評議会等において、使用不可期間中の会議について、開催方法(対面会議/ウェブ会議)やスケジュール(使用可能期間に開催、他会議とセットで開催)等の検討を行います。

使用不可期間中に対面会議で開催する場合は、比較的、低廉な労働組合会館(日本教育会館、連合会館等)の優先的な活用を基本とします。

代替施設確保にかかる費用は、大規模修繕工事費から充当する予定としますが、資材・ 人件費の高騰による工事費の増加が想定されるため、ウェブ会議も含め会議の開催方法等 の検討を行います。

1階をはじめ、各フロアの会議室は、当該会議室自体の工事期間を除いて使用可能な状態ですが、一定の騒音の下での利用となります。

また、館内の会議室が限られるため、仮事務所先となる6階ホールの一角にウェブ会議のための小スペース(パーテーション囲む)を設置するほか、外部会議室の賃借も検討します。

6. 予算措置の対応

第96回定期大会(2022年8月)において、総額7億円を上限とする大規模修繕工事の予算を確認しました。実施設計完了段階(2023年12月末)では、予算上限7億円に対し、5,500万円程度の予備費を見込んでいました。

しかし、すでに実施設計などで支出した3,626万円、建築、空調・換気設備、電気設備の合計応札金額は6億5,133万円であり、この間の急激な経済情勢の変化の影響を受け、今後予定する工事監理費も含め、総額7億円を超過することが確実となっています。

一方、今次の大規模修繕工事の主要目的は、耐用年数を超過した空調設備の全面更新であり、さらに、建築・電気設備部門は、空調・換気設備工事に関連した工事が多くを占めています。

自治労本部としては、引き続き、コスト管理を適切に行うことを前提として、自治労会館を今後30年使用し続けるために大規模修繕工事の実施が必要と判断します。

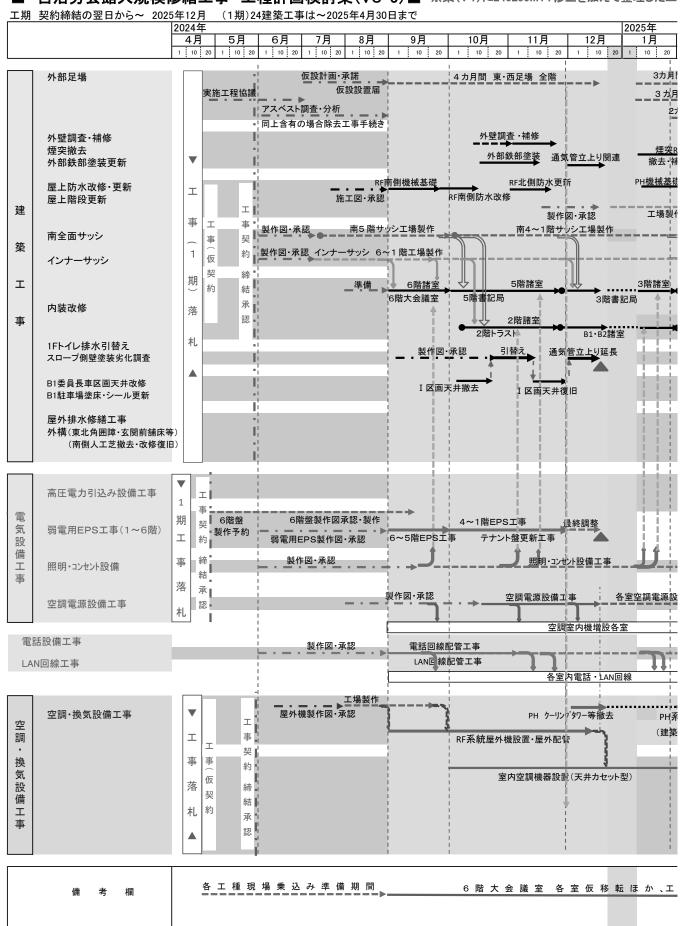
ついては、建築、空調・換気設備部門の入札結果を踏まえ、大規模修繕工事の予算総額を見直し、応札金額6億5,133万円と工事監理費3,500万円に加え、今後の建設資材(建築部材や空調設備機器)、人件費の高騰に対応するための設計変更および6階ホールの使用不可期間の代替会議室の確保等に充てる費用として、前記応札額と今後の建築2期工事予定価格合計の10%の6,513万円を予備費として確保します。

その上で、これまでに支出した関係費用3,626万円(基本設計料887万円、実施設計料1,669万円、建物耐震診断料1,070万円)を加え、今次の大規模修繕工事の総額予算を7億9,000万円とします。

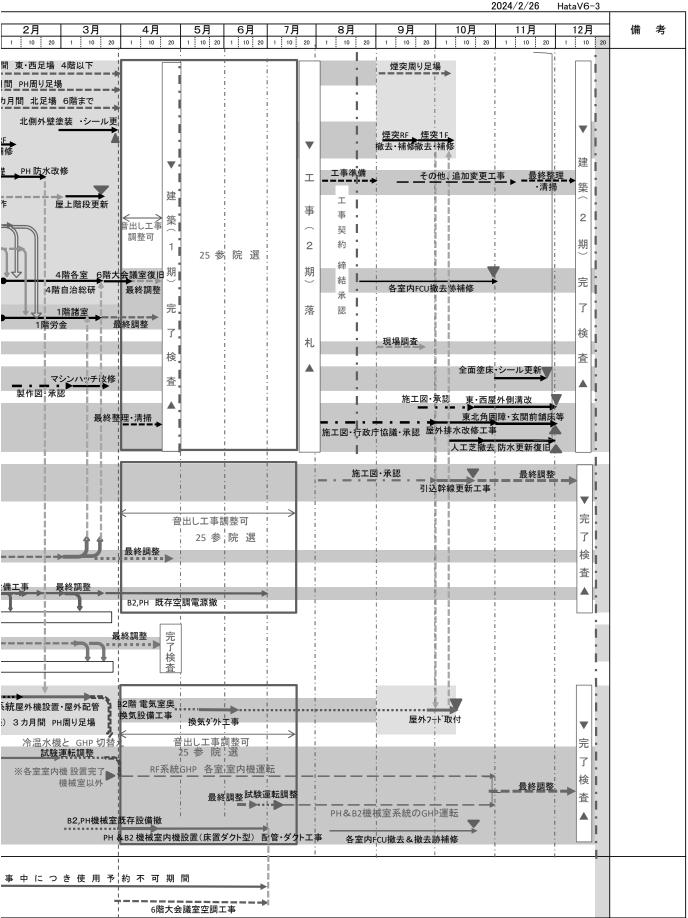
また、当初予算7億円を超過する分の財源については、財政安定化資金から充てることとします。

以上

■ 自治労会館大規模修繕工事 工程計画検討案(V6-3) ■ ※案(V4)に240205MTY修正を加えて整理した工



2024/1/28 HataV3 2024/2/26 HataV6=



第4号議案

加盟登録規程の改正について

1. 改正の主旨

新規加盟組合における物品の使用実態や本部の財政状況に鑑み、下記の通り加盟登録規程を改正します。

- ① 組合歌については、音声データを産別ネット・じちろうネットに掲載し、ダウンロードでデータを取得できるようにします。
- ② 組合員徽章については、本部から組合員への全員配布ではなく、単組が必要に応じて自治労出版センターで購入することとします。

2. 改正条文案の記載

現 行	改 正 案
第1条~第6条 (略)	第1条~第6条 (略)
 第7条 前条の通告に際して本部は、下記の各号の物品、書類を県本部を経て単組に送付するものとする。 (1) 組合規約・規程、運動方針 (2) 組合旗 (3) 組合登録証(様式第5) (4) 組合歌レコード (5) 組合員徽章(組合員全員) (6) その他組合運営のため参考となるべき文章資料など 	 第7条 前条の通告に際して本部は、下記の各号の物品、書類を県本部を経て単組に送付するものとする。 (1) 組合規約・規程、運動方針 (2) 組合旗 (3) 組合登録証(様式第5) (4) 組合歌レコード (5) 組合員徽章(組合員全員) (4) その他組合運営のため参考となるべき文章資料など
第8条~第9条 (略)	第8条~第9条 (略)
(附 則)	(附則)
	10 第166回中央委員会における第7条の改正 は、2024年5月28日から適用する。
	(2/ 7071 0 / 170 日 / 1. 2 / 1/1 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2

当面の機関会議等日程

2024年								
6月	10日	第19回中央執行委員会						
	24日	第20回中央執行委員会						
7月	8日	第21回中央執行委員会						
	22日	第22回中央執行委員会						
	29日	第5回県本部代表者会議(対面)						
8月	5 日	第23回中央執行委員会						
	21日	第24回中央執行委員会						
	29~30日	第98回定期大会(千葉市・千葉ポートアリーナ)						

[※]以上はあくまでも現時点の予定であり、変更の可能性があります。

中央委員会中央委員のみなさま

自治労全体として、職場や組合におけるハラスメントを一掃するため、次の項目について承諾を求めます。

- ① 「ハラスメントー掃宣言」に賛同し、ハラスメントを行わない
- ② 機関会議および機関会議に付随する関連会議の開催期間中にハラスメント行為(疑い)が発生した場合、案件について、自治労本部窓口から関係者に通知する際に必要な問い合わせに協力する

自治労はあらゆるハラスメントを一掃します!

- 1. 私たち自治労は、個人の人権を尊重するため、職場や組合におけるハラスメントを一掃します。
- 2. 自治労第166回中央委員会をハラスメントのない快適な環境で開催しましょう。
- 3. 各県本部・単組においても、会議や集会でこのような声明やアピールを出して、ハラスメントに対する認識を深めるとともに、その防止について積極的な取り組みを行いましょう。

2024年5月27日

全日本自治団体労働組合 中央執行委員長 石上 千博

- ハラスメント行為(疑い)が発生した際、本部窓口にお申し出いただく 際の流れと留意点
 - (1) 今次の中央委員会中に、ハラスメント行為(疑い)により被害を受けた場合、本部窓口(QRもしくはURL)のフォームにお申し出ください。

なお、相談された方のプライバシーは厳守いたします。

本部窓口フォーム(QRおよびURL)



https://jichiro.form.kintoneapp.com/public/harassmentreport

- (2) 本部窓口は、機関会議の期間中と終了後の1週間開設します。
- (3) 自治労本部窓口が受理した内容は、参加者の希望に応じ、原則として、本部窓口から県本部に通知し、県本部から単組に通知いただきます。通知の際、自治労本部窓口からは、ハラスメントを放置することがないよう注意喚起を行います。
- (4) 県本部・単組間で発生した案件の場合、自治労本部は直接の雇用関係がないため、ハラスメントが実際に発生したかの事実調査、その行為がハラスメントに該当するかの判定は行いません。
- (5) 原則として、匿名による受付は行いません。ただし、自治労本部窓口のみに通知を希望する場合、匿名の受付も可能とします。 この場合、本部窓口の受理内容について県本部等への通知は行いません。

■ 本部窓口の責任者と事務局

責任者 自治労本部書記次長 榎本 朋子

事務局 総合企画総務局長 八巻 由美

総務部長 角本 健吾

県本部・単組の書記の方からの相談は、全国書記協議会と連携して対応します。



自治労 HP フェイスブック ツイッターも 続々更新中!

自論

じちろうネット の紹介動画は コチラ↓



自治労情報にいってもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した 集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。 また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!

